

# 福井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>ものづくり支援事業補助金 【新技術・新製品開発】</p>	<p>■補助対象事業 (1)生産や製造などの効率化を図ることを目的とした新たな技術の開発 (2)技術を活用することにより、機能性の向上などを目的とした新たな製品の開発 ※ソフト、情報通信技術、デザインのみ変更された製品を除く</p> <p>■補助率 補助対象経費の1/2以内</p> <p>■補助限度額 10万円(内10万円は、産業財産権導入費に限る。)</p> <p>■補助対象経費 原材料費、機械装置リース費、工具・器具費、外注加工費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、共同研究費、広告宣伝費</p> <p>■補助対象者の決定方法 専門家による審査会(プレゼンテーション形式)</p>	<p>■補助対象者 (1)市内の中小企業者 (2)市内の中小企業者グループ (3)市内の中小企業団体 ※主たる中小企業者が、市内に本店を有し事業を営んでいること</p> <p>■補助対象要件 ・国、県、市その他の公的機関などの同種の補助金を受けていないこと ・市税を滞納していないこと</p>	<p>【お問合せ】 福井市 商工労働部 商工振興課 (電話 0776-20-5325)</p> <p>【参考】 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/4280/syokukou/index.html</p>
<p>小規模企業者人材育成補助金</p>	<p>■補助対象事業 (公財)ふくい産業支援センター、福井県立大学ビジネススクール(短期ビジネス講座に限る)、(社法)中小企業基盤整備機構、福井商工会議所などが実施する研修、講座等の受講</p> <p>■補助率 補助対象経費の1/2以内</p> <p>■補助限度額 5万円</p> <p>■補助対象経費 受講費、教材費</p> <p>■審査方法 書類審査</p>	<p>■補助対象者 市内の小規模企業者 (従業員が、商業・サービス業では5人以下、その他の業種では20人以下の事業者) ※市内に本店を有し事業を営んでいること</p> <p>■補助対象要件 ・国、県、市その他の公的機関などの同種の補助金を受けていないこと ・市税を滞納していないこと</p>	
<p>グッドデザイン開発支援補助金</p>	<p>■補助対象事業 自社商品等のパッケージデザインの開発又は改良</p> <p>■補助率 補助対象経費の1/2以内</p> <p>■補助限度額 50万円</p> <p>■補助対象経費 デザイン企画開発費、デザイン購入費、産業財産権等導入費、専門家謝金、団体標章等の使用料</p> <p>■補助対象者の決定方法 書類審査</p>	<p>■補助対象者 (1)市内の中小企業者 (2)市内の中小企業者グループ (3)市内の中小企業団体 ※主たる中小企業者が、市内に本店を有し事業を営んでいること</p> <p>■補助対象要件 ・過去に当該補助金の支援を受けていないこと ・国、県、市その他の公的機関などの同種の補助金を受けていないこと ・市税を滞納していないこと</p>	
<p>新市場開拓補助金</p>	<p>■補助対象事業 ①一般展示会(国内) 国内(県外)で独自に開催する展示会または出展する展示会 ②一般展示会(国外) 国外で独自に開催する展示会または出展する展示会</p> <p>■補助率 補助対象経費の1/2以内</p> <p>■補助限度額 ①30万円、②50万円</p> <p>■補助対象経費 会場借料費、会場装飾費、会場運搬費、旅費、外国語資料作成費、広告宣伝費、通信費、専門家謝金、通訳報酬費、委託費</p> <p>■補助対象者の決定方法 書類審査</p>	<p>■補助対象者 市内の中小企業者</p> <p>■補助対象要件 次の(1)～(5)の全てを満たすこと (1)市内に本店を有し事業を営んでいること (2)平成25年度以降、当該補助金の支援を受けたことが1回以下であること (3)自社商品等を出展すること (4)国、県、市その他の公的機関などの同種の補助金を受けていないこと (5)市税を滞納していないこと</p>	

# 福井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>生産性向上設備投資支援補助金</p>	<p>■補助対象事業 ①中小企業者・校 生産設備の増強や新たな生産方法の導入に必要な設備の設置 ②小規模企業者・校 生産設備の増強や新たな生産方法の導入に必要な設備の設置又は既存機械の改造 ※ただし、次に該当する事業は対象外となります。 ・直接生産を行わない設備の導入 ・リース、レンタル又は割賦契約を用いた設備の導入 ・中古設備の導入 ■補助率 補助対象経費の1/3以内 ■補助限度額 100万円(併せてIoT化を図る場合は、130万円) ■補助対象経費 機械購入費、設計費、工事費、据付にかかる経費 (導入設備のIoT化を図る場合は、IoT化に係る経費) ■補助対象者の決定方法 専門家による審査会(書面審査)、現地調査</p>	<p>■補助対象者 ①(1)市内で製造業を営む、中小企業者 (2)市内で製造業を営む、中小企業者グループ (3)市内の中小企業団体 ※市内に本店を有し、1年以上継続して事業を営んでいること ②市内で製造業を営む小規模企業者 (従業員が、商業、サービス業では5人以下、その他の業種では20人以下の事業者) ※市内に本店を有し、1年以上継続して事業を営んでいること ■補助対象要件 次の(1)～(6)のすべてを満たすこと (1)市内において自ら使用する事業所等に設備を導入すること (2)補助対象経費が、 ①300万円以上の事業であること ②100万円以上の事業であること (3)国、県、市その他の公的機関などの同種の補助金を受けていないこと (4)申請した年度内に事業が完了すること (5)平成25年度以降に、福井市生産振興大設備投資支援事業の支援を受けていないこと (6)市税を滞納していないこと</p>	<p>【お問合せ】 福井市 商工労働部 商工振興課 (電話 0776-20-5325) 【参考】 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/ 4280/syokou/index.html</p>
<p>がんばるリノベーション支援事業</p>	<p>■補助対象事業 リノベーションにおいて出店又は開設を行う事業 ※リノベーションとは 「リフォームのように元の状態に戻すのではなく、老朽化した遊休不動産を取り壊すことなく、新しい使い方の新しい空間活用で価値を生む行為です。遊休不動産を「価値のあるもの」に可塑性のあるものと捉え、うまく利用して手を加えていくことで新しい事業が展開できます。 ■補助対象者 ・店舗等の出店者 ■補助率 補助対象経費の1/2以内 ■補助限度額 100万円 ■補助対象経費 1. 出店者が業者と契約して行う次の経費 (1)改修工事費(設備工事、内装工事、解体工事等) (2)工事と一体的なものとして必要となる設計や廃棄物処分等の経費 2. 出店者が自ら行う工事に係る次の経費 (1)使用料及び賃借料 (2)原材料費(使用箇所及び使用量が確認できるものに限る) ※補助対象経費のうち、上記補助対象期間に出店者等が支払った経費を対象とする。 ■補助対象者の決定方法 書面審査、審査委員会でのプレゼンテーション、現場確認等</p>	<p>■審査会(プレゼンテーション形式)により決定します。 審査は以下の評価基準に基づき、補助対象事業の可否を審査します。 ・現状分析:地域の課題を踏えられているか。 ・事業コンセプト:人とまちを繋げる場づくり及びに周辺地域の県方向上に効果の高い事業であるか。 ・事業計画:おおむね5年以内で初期投資を回収する経営計画になっているか。 ・地域との連携:地域から5年以上の地域資源の活用がみられるか。地域、関係者との連携は図られているか。 ・周辺への波及効果:他の店舗や住民、地域への波及効果が期待できるか。 ■申請期間 開業予定日の9ヶ月前から2ヶ月前まで 必ず事前相談を受けてください。 ※リノベーションまちづくりとは・・・ 遊休不動産をリノベーションの手法を用いて再生することで、そのまちの地域課題を解決し「産業振興」「雇用創出」「コミュニティ再生」「エリア価値の向上」を図る取組です。つまり、まちの中の使われていない建物や空き地の新しい使い方をみんなで考えて、みんなで楽しく使って、みんなを元気にする、民間主導による公民連携のまちづくり手法です。 個々のリノベーション事業の特徴としては、 (1)初期投資が小さい (2)スピード感がある (3)事業性・収益性が高い が挙げられます。</p>	<p>【お問合せ】 福井市 商工労働部 商工振興課 (電話 0776-20-5325) 【参考】 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/ 4280/syokou/index.html</p>

# 福井市【助成制度】

制度名	支援内容				対象要件		問合せ・申込先
対象業種等	地域	立地形態	助成率	一事業当たり交付限度額	交付要件		
製造業 ◎基幹産業 繊維産業 化学産業 中核企業		新設   移設 増設	投下固定資産相 当額の 10% ◎基幹産業の場 合は 20%	8億円 7億円 6億円 5億円 3億円 2億円 2億円 2億円	新規雇用者等 50人以上 40人以上 30人以上 20人以上 10人以上 5人以上 3人以上 3人以上		
成長産業 ・自動車関連産 業 ・航空宇宙関連 産業 ・ICT関連産業 ・健康医療関連 産業 ・エレクトロニク ス関連産業 ・ロボット関連産 業 ・農工商関連産 業	●用途地域 ●市長が特に認 める地域	新設   移設 増設	投下固定資産相 当額の 20%	8億円 7億円 6億円 5億円 3億円 2億円 1億円 2億円 2億円 2億円	新規雇用者等 50人以上 40人以上 30人以上 20人以上 10人以上 5人以上 3人以上 3人以上 5人以上 4人以上 30人以上 20人以上 10人以上 5人以上 3人以上 3人以上		
物流関連産業		新設 移設 増設	投下固定資産相 当額の 10%	2億円 1億円	新規雇用者等 5人以上 3人以上 3人以上		

<投下固定資産取得額> ①土地取得費 ②工場等の取得に要した費用 ③償却資産課税台帳に記載された固定資産取得額  
 <投下固定資産相当額> ①土地取得費 ②家屋課税台帳に記載された固定資産評価額 ③償却資産課税台帳に記載された固定資産取得額

# 福井市【助成制度】

制度名	支援内容						対象要件		問合せ・申込先									
<p>研究開発施設立地助成金及び本社機能施設立地助成金</p>	<p>対象施設</p>	<p>地域</p>	<p>立地形態</p>	<p>助成率</p>	<p>一事業当たり交付限度額</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">交付要件</th> </tr> <tr> <th>投下固定資産取得額</th> <th>新規雇用者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以上</td> <td>3人以上</td> </tr> </tbody> </table>		交付要件		投下固定資産取得額	新規雇用者等	1億円以上	—	1億円以上	—	5,000万円以上	3人以上	<p>【お問い合わせ】 福井市 商工労働部 商工振興課 企業立地推進室 (電話 0776-20-5143)</p> <p>【参考】 <a href="http://www.city.fukui.lg.jp/dept/4280/kiyou/index.html">http://www.city.fukui.lg.jp/dept/4280/kiyou/index.html</a></p>
交付要件																		
投下固定資産取得額	新規雇用者等																	
1億円以上	—																	
1億円以上	—																	
5,000万円以上	3人以上																	
<p>研究員雇用奨励助成金</p>	<p>■研究員の雇用に対する助成金 ・新規雇用者1人につき 80万円 ・転雇者1人につき 40万円 (1事業当たり交付限度額 1億円)</p>						<p>■対象要件 研究開発施設を設置する企業(※) (※)企業立地助成金、研究開発施設立地助成金及び本社機能施設立地助成金該当企業</p>											
<p>空き工場等活用助成金</p>	<p>■取得 投下固定資産相当額の10% (交付限度額:1,000万円)</p> <p>■賃借 賃借料の2分の1(最長3年間) (限度額:20万円/月)</p>						<p>■対象者 製造業等の事業を営む企業 ■補助対象場所 住居系以外の地域 ■立地形態 新設・移設 ■その他要件 ・市内の工場等のうち、売買または賃賃借が可能が「空き工場等」として市に事前登録している物件(延べ床面積500㎡以上)を活用すること ・事業に必要な許可等を取得(見込みを含む)していること ・市税を滞納していないこと</p>											
<p>中心市街地オフィス立地助成金</p>	<p>■家賃補助(最長3年間) 補助額:賃借料の2分の1 交付限度額:10万円/月(従業員10人以下) 20万円/月(従業員11~20人) 30万円/月(従業員21人以上)</p> <p>■人件費(最長3年間) 補助額:新規雇用者1人につき20万円 転雇者1人につき10万円 交付限度額:300万円</p>						<p>■対象者 製造業等のオフィスを新設する企業 ■補助対象場所 福井市中心市街地(105.4ヘクタール)内 ■その他要件 ・6か月以上継続して雇用されている従業員が2人以上いること ・市に事前登録している物件(オフィスの床面積が20㎡以上)を賃借すること ・市税を滞納していないこと</p>											

# 福井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>育児応援企業業成奨励金</p> <p>育児応援企業業成奨励金</p>	<p>＜育児短時間勤務制度等利用促進奨励金＞  <b>■奨励金額:</b>10万円(利用期間1か月以上～3か月未満)                      15万円(利用期間3か月以上)</p> <p>＜育児休業代替要員確保支援奨励金＞  <b>■奨励金額:</b>休業期間中における代替要員の賃金総額 × 1/2                      交付限度額:10万円</p>	<p><b>■対象事業主</b>                      【共通】                      ・福井市内に事業所又は営業所を有し、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること                      ・市税を滞納していないこと                      【育児短時間勤務制度等利用促進奨励金】                      ・育児短時間勤務制度等の利用を希望した、市内で勤務する就学前の子を持つ労働者に、1か月以上の期間で制度を利用させたこと                      ・初めて労働者に育児短時間勤務制度を利用させた事業主であること                      【育児休業代替要員確保支援奨励金】                      ・育児休業を取得した市内で勤務する労働者に対する代替要員を1か月以上確保したこと                      ・初めて代替要員を確保したこと                      ・代替要員の確保の時期が事業主が妊娠の事実について知りた日以降であること                      ※「初めて」とは男性労働者又は女性労働者それぞれについて、事業主が初めて制度を利用させた場合</p>	<p>【お問合せ】                      福井市 商工労働部                      しごと支援課                      (電話 0776-20-5321)</p> <p>【参考】  <a href="http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d280_shigoto/index.html">http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d280_shigoto/index.html</a></p>
<p>目指せ介護離職ゼロ推進奨励金</p>	<p>＜介護休業・介護短時間勤務制度等利用促進奨励金＞  <b>■奨励金額:</b>10万円(利用期間2週間以上～1か月未満)                      15万円(利用期間1か月以上)</p> <p>＜介護休業代替要員確保支援奨励金＞  <b>■奨励金額:</b>休業期間中における代替要員の賃金総額 × 1/2                      交付限度額:10万円</p>	<p><b>■対象事業主</b>                      【共通】                      ・福井市内に事業所又は営業所を有し、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること                      ・市税を滞納していないこと                      【介護休業・介護短時間勤務制度等利用促進奨励金】                      ・介護休業又は介護短時間勤務制度等を、市内で勤務する要介護の家族を持つ労働者に2週間以上の期間で制度を利用させたこと                      ・初めて労働者に介護休業又は介護短時間勤務制度を利用させた事業主であること                      【介護休業代替要員確保支援奨励金】                      ・介護休業を取得した市内で勤務する労働者に対する代替要員を確保したこと                      ・初めて代替要員を確保したこと                      ・代替要員の確保の時期が介護休業の開始日から概ね2週間前の日以降であること                      ※「初めて」とは男性労働者又は女性労働者それぞれについて、事業主が初めて制度を利用させた場合</p>	
<p>キラリ輝く職場環境づくり推進事業補助金</p>	<p><b>■経費補助</b>                      補助額:対象事業に係る経費の2分の1                      対象経費:報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、賃借料、など                      交付限度額:対象事業ごとに上限5万円(※1事業者につき、1会計年度あたり上限10万円/年)</p>	<p><b>■対象事業</b>                      ・育児休業や介護休業を取得し、やすい職場環境づくりを行う事業                      ・女性管理職の養成や女性の職場拡大など女性の活躍推進に取り組む事業                      ・イクメン・イクボスの養成に取り組む事業                      ・仕事と家庭の両立を応援する職場風土の形成に取り組む事業                      ・労働時間の短縮や柔軟な働き方の実現に取り組む事業                      【真事例】                      ・育児・介護休業法に規定されている基準を上回る制度導入のための就業規則の改定                      ・女性管理職養成に関する研修会への社員派遣                      ・子育てに関する男性の意識改革のための社内研修会の実施                      ・ファミリーデー等の実施                      ・特別休暇の導入等の就業規則の改定</p> <p><b>■対象事業主</b>                      ・福井市内に本社を有し、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること                      ・市税を滞納していないこと</p>	
<p>U・イターン就職者正規雇用促進奨励金</p>	<p><b>■奨励金交付</b>                      【H30.4.1以後に対象労働者を正規雇用した場合】                      奨励金額:10万円/人                      交付限度額:1事業者につき、1会計年度あたり20万円                      【H30.4.1以前に対象労働者を正規雇用した場合】                      奨励金額:12万円/人                      交付限度額:1事業者につき、1会計年度あたり24万円</p>	<p><b>■対象事業</b>                      ・福井市内に雇用保険適用事業所を有すること                      ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲を超えていないこと                      ・市税を滞納していないこと                      ・次の対象労働者を雇い入れていること                      ・雇い入れ日から起算して6か月以上継続して対象労働者を正規雇用していること</p> <p><b>■対象労働者</b>                      ・1年以上県外に住所を有した後、雇い入れ日前3か月以内に福井市内へ転入し、申請日まで転出していないこと                      ・雇い入れ日に20歳以上60歳未満であること                      ・雇い入れ時に新規卒業者でないこと                      ・市内で勤務していること</p>	

# 福井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
若年者正規雇用奨励金	<p>■奨励金交付                      [H30.4.1以後に対象労働者をトライアル雇用した場合]                      奨励金額：10万円/人                      [H30.3.31以前に対象労働者を正規雇用した場合]                      奨励金額：12万円/人</p>	<p>■対象事業者                      ・福井市内に雇用保険適用事業所を有すること                      ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲を超えていないこと                      ・国のトライアル雇用の期間終了直後に対象労働者を正規雇用し、引き続き、6か月以上雇用していること                      ・市税を滞納していないこと</p> <p>■対象労働者                      ・トライアル雇用開始時に福井市の住民であること（途中で転出した場合は対象外）                      ・トライアル雇用開始時に45歳未満であること</p>	<p>【お問い合わせ】                      福井市 商工労働部                      しごと支援課                      (電話 0776-20-5321)</p> <p>【参考】  <a href="http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d280/shigoto/index.html">http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d280/shigoto/index.html</a></p>
若年者キャリアアップ助成金	<p>■助成金交付                      [H30.4.1以後に対象労働者を正規雇用へ転換した場合]                      有期 → 正給：10万円/人                      無期 → 正給：5万円/人                      [H30.3.31以前に対象労働者を正規雇用へ転換した場合]                      助成金額：国の助成額(助成額の加算分を除く) × 1/2 /人</p>	<p>■対象事業者                      ・福井市内に雇用保険適用事業所を有すること                      ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲を超えていないこと                      ・市内の事業所において、対象労働者を有期契約労働者又は無期雇用労働者から正規雇用労働者に転換し、引き続き6か月間継続して正規雇用していること                      ・国のキャリアアップ助成金(正社員化コースのうち正規雇用への転換に限る)の支給決定を受けていること                      ・市税を滞納していないこと</p> <p>■対象労働者                      ・正規雇用転換時に福井市の住民であること（途中で転出した場合は対象外）                      ・正規雇用転換時に35歳未満であること</p>	
雇用奨励金	<p>■奨励金交付                      奨励金額：12か月間に支払った賃金 × 1/5                      交付限度額：障がい者 204,000円、母子家庭の母等 144,000円                      父子家庭の父 144,000円、東日本大震災被災者 144,000円                      発達障がい者 204,000円</p>	<p>■対象事業者                      ・ハローワークの紹介により雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース、被災者雇用開発コース及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)の受給後も、1年以上雇用継続していること                      ・福井市内に事業所等を有すること                      ・市税を滞納していないこと</p> <p>■対象労働者                      ・助成対象期間・申請時に福井市の住民であること                      ・雇用継続していること</p>	
中小企業退職金共済等加入促進奨励金	<p>■奨励金交付                      奨励金額：掛け金の20%相当額 × 12か月                      交付限度額：被共済者1人あたり 12,000円                      ※ただし、1事業者あたり上限12万円</p>	<p>■対象事業者                      ・「中小企業退職金共済」又は「特定退職金共済」に新規に加入し、契約締結した月から連続した12箇月間の共済掛金を納付したこと                      ・福井市内に事業所等を有すること                      ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること                      ・市税を滞納していないこと</p>	

# 越前市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>企業立地促進補助金</p>	<p>越前市内で、要件を満たす工場、機械設備等の新設・増設を行う場合、補助金を交付します。</p> <p>■補助率 20%</p> <p>■補助限度額(1回あたり) 最大3億円</p> <p>※市外からの新規立地の場合、最大5億円(初回のみ)</p> <p>※総限度額 12億円</p>	<p>■対象経費 ……下記の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地取得費・造成費</li> <li>・建物建築費(生産施設に係る部分)</li> <li>・機械設備等設置費</li> </ul> <p>■対象業種 交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先端技術産業</li> <li>・一般製造業等(A)</li> <li>・一般製造業等(B)</li> <li>・試験研究所</li> <li>・情報サービス業</li> </ul> <p>※一般製造業等(A)、(B)は1回限度額が異なります。</p> <p>《加算措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用促進補助金：市内に住所を有する新規雇用者 10万円/人 ※(UIターン者、女性エンジニアの場合更に10万円/人加算)</li> <li>・環境・福利施設等整備補助金</li> <li>①環境・福利施設等整備費：生産施設の床面積1㎡あたり1500円(上限1500万円)</li> <li>②女性雇用促進環境施設整備費：経費の1/2(上限500万円)</li> </ul>	<p>【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047)</p>
<p>地球環境に貢献するモノづくり事業補助金</p>	<p>エコカー関連やLEDなど環境関連技術分野やリサイクル製品など環境に配慮した製品づくりのための設備投資に対して補助します。</p> <p>■補助率 20%</p> <p>■補助限度額(1回あたり) 2000万円</p> <p>※総限度額 6000万円</p>	<p>■交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投下固定資産額5000万円以上、新規雇用者数3人以上</li> <li>■対象経費 ……下記の合計額</li> <li>・土地取得費・造成費</li> <li>・建物建築費(生産施設に係る部分)</li> <li>・機械設備等設置費</li> </ul> <p>《加算措置》 上記「企業立地促進補助金」欄記載のとおり</p>	
<p>持続的発展生産設備増設等事業補助金</p>	<p>越前市内で、要件を満たす工場、機械設備の新設・増設及び更新を行う場合、補助金を交付します。</p> <p>■補助率 10%</p> <p>■補助限度額(1回あたり) 中小型：2000万円 小規模型：1000万円</p> <p>※総限度額 中小型：6000万円 小規模型：3000万円</p>	<p>■対象業種、交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小型(一般製造業等)のうち中小企業者：投下固定資産額5000万円以上、新規雇用者数3人以上</li> <li>・小規模型( ) 小規模企業者：投下固定資産額2000万円以上</li> </ul> <p>■対象経費 ……下記の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地取得費・造成費</li> <li>・建物建築費(生産施設に係る部分)</li> <li>・機械設備等設置費</li> </ul> <p>《加算措置》 上記「企業立地促進補助金」欄記載のとおり</p>	
<p>ホテル等立地補助金</p>	<p>第3期市中心市街地活性化基本計画で定める区域で、平成34年3月31日までに着工される旅館又はホテルの新設・増設を行う場合、補助金を交付します。</p> <p>■補助率 20%</p> <p>■補助限度額 最大2億円</p> <p>※交付を要する回数は、宿泊施設につき1回に限る</p> <p>※一回の敷地の中で複数の建物から構成される宿泊施設であっても、1の宿泊施設とする</p>	<p>■対象業種、交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテル旅館業(A)：投下固定資産額6億円以上、新規雇用者数10人以上、交付限度額2億円</li> <li>・ホテル旅館業(B)：投下固定資産額3億円以上、新規雇用者数3人以上、交付限度額1億円</li> </ul> <p>■対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物建築費(建設工事費、電気設備工事費及び機械設備工事費に限る)</li> </ul> <p>《加算措置》 上記「企業立地促進補助金」欄記載のとおり</p>	
<p>空き工場等活用助成金</p>	<p>市内の空き工場等の既存ストックの有効活用と地域産業の活性化を図ると共に雇用機会の拡大を図るため、市内の空き工場等を再活用して事業を行う企業に対して助成金の交付を行います。</p> <p>■補助金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(賃借の場合)賃借費：2分の1以内 最大3年間(上限200千円/月)</li> <li>・(取得の場合)取得費：20%(上限1000万円)</li> </ul>	<p>■対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)工場及び工場敷地の取得費</li> <li>(2)工場及び工場敷地の賃借費</li> <li>(1)延床面積600㎡以上</li> <li>(2)雇用者が3人以上増加すること</li> </ul>	
<p>原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業</p>	<p>旧武生市地域において、次の総付要件を満たしたときに事業支援として、電気料金の概ね4割を8年間(最長)、給付金が交付されます。</p> <p>■申請時期：年2回(4月、10月)</p>	<p>■対象区域 旧武生市区域</p> <p>■対象要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電力契約の新設または増設があること</li> <li>2. 雇用者数が5名以上増加すること</li> </ol> <p>※詳しくは電源地域復興センター(TEL03-6372-7307)まで、お問い合わせください。</p>	
<p>今立工業団地立地企業支援補助金</p>	<p>今立工業団地立地企業に対して、支払電気料金を計算基礎とした事業支援補助金を交付します。</p> <p>■交付金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払った電気料金の2分の1以内 最大4年間(上限600千円/月)</li> </ul>	<p>■対象要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電力契約の新設又は増設があること。</li> <li>2. 雇用者数が3人以上増加すること。</li> </ol>	

# 越前市【助成制度】

制度名	支庁内容	対象要件	問合せ・申込先
原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税	旧武生市区域内で対象要件を満たす企業の設備投資に係る地方税が軽減されます。 ・固定資産税(3年間) 初年度 0、第2年度 0.35/100、第3年度 0.7/100	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対象業種、対象要件、対象区域           <ul style="list-style-type: none"> <li>製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業(製造業の場合)生産設備等に係る投資2,700万円以上(製造業以外)生産設備等に係る投資2,700万円以上、かつ増加雇用者数15人以上</li> <li>■対象区域               <ul style="list-style-type: none"> <li>旧武生市区域</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047)
地域活力向上地域における固定資産税の不均一課税	本社機能の移転又は拡充を行う企業の設備投資に係る地方税が軽減されます。 (1)拡充型 ・固定資産税(3年間) 1年目 0、2年目 0.46/100、3年目 0.93/100 (2)移転型 ・固定資産税(3年間) 1年目 0、2年目 0.35/100、3年目 0.7/100	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対象要件           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)拡充型               <ul style="list-style-type: none"> <li>福井県が指定する区域内に立地する企業が本社機能等を整備する場合</li> <li>…本社機能を有する事務所、研究所、研修所などに供する土地、建物、構築物、機械設備に係る投資3,800万円以上、かつ増加雇用者数10人以上(中小企業:1,900万円以上)</li> </ul> </li> <li>(2)移転型               <ul style="list-style-type: none"> <li>東京23区から福井県が指定する区域内に本社機能等を移転整備する場合</li> <li>…本社機能を有する事務所、研究所、研修所などに供する土地、建物、構築物、機械設備に係る投資3,800万円以上、かつ増加雇用者数10人以上(中小企業:1,900万円以上)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>※増加雇用者数については、過半数は東京23区内の事業所からの転勤者であること</li> </ul>	
越前市産業人材育成支援事業	越前市内の中小企業等や女性創業者が、従業員等の人材育成や創業・経営ノウハウの習得を目的とした、人材育成講座の受講、外部から指導員を招いた技術研修、外国人技能実習生技能検定受験又は女性創業者等グループが主催する事業について支援します。 ■補助金の額 ①人材育成講座の受講、外部から指導員を招いた技術研修、外国人技能実習生技能検定受験 補助対象事業費の1/2以内 (ただし1企業年間10万円を上限とし、予算の範囲内で交付) ②女性創業者等グループが主催する事業 補助対象経費の10/10以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助金の交付対象者           <ul style="list-style-type: none"> <li>越前市内に住所を有する中小企業及び個人事業者</li> <li>女性創業者又はグループ(市内で創業または創業予定の女性)</li> </ul> </li> <li>■補助金の交付対象           <ul style="list-style-type: none"> <li>①次に掲げる人材育成機関が開催する講座               <ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)ふくい産業支援センター</li> <li>・福井県立大学ヒューネススクール(短期ビジネス講座に限る)</li> <li>・(株)中小企業基盤整備機構</li> <li>・武生商工会議所及び越前市商工会</li> <li>・(独)国立高等専門学校機構 福井工業高等専門学校</li> <li>・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部 福井職業能力開発センター</li> <li>・生産性向上人材育成支援センター</li> </ul> </li> <li>②外部指導員を招聘する技術研修</li> <li>③外国人技能実習生技能検定受験</li> <li>④女性創業者等グループ研修</li> </ul> </li> <li>■補助金の交付対象経費           <ul style="list-style-type: none"> <li>①の場合、1講座1人当たり1万5千円以上の受講料及び主催者指定のテキスト代</li> <li>②の場合、外部指導員の招請旅費及び技術指導費</li> <li>③の場合、外国人技能実習生が受験する職業能力開発促進法に基づく技能検定受験手数料(3級に限る)</li> <li>④の場合、講座の開催、自己研鑽会等の集会の開催、県外の創業者団体との交流</li> </ul> </li> </ul>	
越前市展示会等出展支援事業補助金 * 募集期間有り	市内の中小企業者等が、販路拡大のため、県外の展示会等に係る経費を補助します。 また、女性創業者又は女性創業者3名以上を含むグループが市内内外の展示会・販売会へ参加し出展する経費を補助します。 ■補助金の額 ①展示会等出展 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率:対象経費の1/2以内</li> <li>・補助額上限:                出展1年目:上限20万円 出展2年目:上限30万円 出展3年目:上限40万円                ※同一年度内に2つ以上又は国外の展示会等に出展する場合は、上限額に10万円加算                ※小規模企業者に該当する場合は、出展6年目まで補助期間延長(4~6年目上限額:40万円)</li> </ul> ※海外の展示会等出展分は、出展6年目まで補助期間延長(4~6年目上限額:50万円) ②女性創業者チャレンジ出展 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率:対象経費の2/3以内</li> <li>・補助額上限:個人申請 3万円、グループ申請 5万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対象要件           <ul style="list-style-type: none"> <li>①展示会等出展               <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業:県外(国外を含む)で開催され、1回の出展につき、小間料又は出展料と展示装飾費の合計が20万円以上の展示会への出展 ※ただし、即売会・物産展等販売を主目的とするものを除く</li> <li>・対象者:下記区分の7、イ、ウ</li> <li>・対象経費:出展(小間料)／展示装飾費／展示会等の会場配布用パンフレット等作成費／展示会等に係る案内状の購入又は作成及び送付費／通訳料／展示物等送料(海外出展のみ)</li> <li>※小規模企業者は旅費・宿泊費(1名分)を経費に加えることができる</li> </ul> </li> <li>・申請回数:1回/年</li> <li>②女性創業者チャレンジ出展               <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業:越前市内以外で開催される、1回の出展につき、小間料又は出展料と展示装飾費の合計が5,000円以上(グループ:1万円以上)の展示会・販売会への出展</li> <li>・対象者:下記区分のウ</li> <li>・対象経費:出展(小間料)／展示装飾費／展示会等の会場配布用パンフレット等作成費／展示会等に係る案内状の購入又は作成及び送付費</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■対象者区分           <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア)越前市内に住所を有する中小企業者又は小規模企業者</li> <li>(イ)市の広域産業(健康、打作物、指物)に携わる中小企業団体、又は3者以上で構成する団体</li> <li>(ウ)女性創業者(市内で創業または創業予定の女性)又は女性創業者3名以上を含むグループ</li> </ul> </li> </ul>	



# 越前市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>越前市新事業チャレンジ支援補助金 ※一部審査会(募集期間)有り</p>	<p>市内の中小企業者等が新規性のある事業の創業及び新分野への進出等の新事業の創出を目指して行う活動及び特許などの知的財産権取得活動に対して、補助金を交付します。</p> <p>■補助金の額 対象経費の1/2以内で次に定める額を上限とし、予算の範囲内で交付します。</p> <p>(1)一般部門 ※審査会あり 研究開発事業：250万円、販売促進事業：100万円</p> <p>(2)知的財産権取得部門 ※随時受付 特許・実用新案 10万円、意匠・商標 5万円</p>	<p>■対象要件 (1)一般部門 ・対象者：市内に事業所を有し事業活動を行う常時使用する従業員が100人以下の中小企業者、中小企業団体、及び個人事業者又は市内で新事業を創出しようとする常時使用する従業員が100人以下の中小企業者、及び個人事業者 ・対象事業 A)研究開発事業 B)販売促進事業 ・対象経費 専門家指導受入費、委託費、原材料費、市場調査費、試験費、展示会等出展費、販売促進費、事務費など (2)知的財産権取得部門 ・対象者：市内に事業所を有し事業活動を行う中小企業者、中小企業団体、及び個人事業者、又は市内で新事業を創出しようとする中小企業者、及び個人事業者 ・対象事業、経費、特許、実用新案、意匠及び商標の知的財産権の取得(登録・出願)に取り組み、事業及びそれに係る経費 ※経費によっては補助対象とならない場合がありますので、詳しくはお問合せください。</p>	<p>【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047)</p>
<p>ビジネスマのテラゲグサイト 「えちぜんモノづくりNET」</p>	<p>市内中小製造業者の持つ技術、商品が300社以上登録された「えちぜんモノづくりNET」を運営しています。ビジネスマッチングに役立ててください。</p>	<p>市内中小製造業者を登録</p>	<p>【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 武生商工会議所 (電話 0778-23-2020) 越前市商工会 (電話 0778-43-0877)</p>
<p>越前市PR応援商品 登録制度</p>	<p>市が指定するロゴマークを使用し、越前市をPRする商品に登録する制度です。 ・登録した商品は、ウェブサイト「えちぜんモノづくりNET」で紹介し、商品のパッケージ等にロゴマークを表示するための補助として、シール配布や製版・改版費用の一部を補助します(製版・改版費用の2/3)。 ・登録商品を展示会等に出展する場合、展示会等出展支援事業補助金の補助金額を5万円加算します。</p>	<p>①市内の事業者が市内で生産、製造している商品 ②市内の事業者が生産、製造する商品のうち越前市とゆかりがあるいは歴史的つながりを有し、市内で生産される原材料を使用する商品。</p>	<p>【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047)</p>
<p>重点エリア商業活性化補助金</p>	<p>市が指定する重点エリア内(※まちなかエリアの一部)で、店舗を新築又は改修する場合に経費の一部を補助します。</p>	<p>■対象経費 内外装、厨扉、給排水、衛生設備など ■主な補助要件(詳しくは問い合わせください) (1)原則として、飲食料点小売業等、飲食業又は宿泊業を営む店舗。 (2)週32時間以上、有人で営業。(夜間のみは補助対象外) (3)県内外からの観光客をもてなす新たな取り組みを行うこと。 など ■補助率：対象経費の1/2以内(ただし、補助対象金額が200万円未満の場合は対象になりません。) ■限度額：300万円</p>	<p>【お問合せ】 越前市 産業環境部 商業・観光振興課 分室 (電話 0778-25-6802)</p>
<p>まちなか出店・改装促進支援事業助成金</p>	<p>市が指定するまちなかエリアで店舗等を開設、改装する場合に経費の一部を補助します。</p>	<p>■対象者 内外装、厨扉、給排水、衛生設備など ■主な補助要件(詳しくは問い合わせください) ■通32時間以上、有人で営業、など ■補助額 75万円(ただし、補助対象金額が150万円未満の場合は対象になりません。)</p>	<p>【お問合せ】 まちなかづくり武生株式会社 (電話 0778-25-6802)</p>
<p>元気な事業者グループ支援事業補助金</p>	<p>市内事業者グループが地域資源を活用して消費拡大や地域商業の活性化を図るために行う事業を支援します。</p>	<p>■対象者 市内中小企業の小売業者5者以上で構成する団体 ■対象事業、補助率、限度額等 ・基本型：地域資源を活用し消費拡大や地域商業の活性化を図るための事業(1/3以内) ・連携型：基本型に地域の団体、農業生産者、製造業者等の小売業者が参画して事業に付加価値を加わった事業(1/2以内) ・社会課題対応型：基本型、連携型に社会課題への取組を行いコミュニケーション機能が付加される事業(2/3以内) ■上限額 200万円 ■下限額 20万円 ■【参考】<a href="http://www.city.echizen.lg.jp/office/060/050/syoko/syougynoukassette.html">http://www.city.echizen.lg.jp/office/060/050/syoko/syougynoukassette.html</a></p>	<p>【お問合せ】 越前市 産業環境部 商業・観光振興課 分室 (電話 0778-25-6802)</p>

# 坂井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
坂井市企業キャリア支援事業	<p>市内の企業において、非正規雇用労働者を正規雇用へ転換した場合や育児休業取得者を退職等に復帰させた事業所に対して支援します。</p> <p>1 キヤリアップ支援事業            市内の企業が、非正規雇用労働者を正規労働者に転換した場合に事業所に支給する。            支給額 支給対象者一人当たり            10万円            加算額 支給対象者が40歳未満            10万円            支給対象者が母子・父子家庭の母・父の場合 5万円</p> <p>2 子育て同立支援事業            市内の中小企業が、育児休業取得者の代替要員を確保し、市内に居住している当該休業取得者を原職等に復帰させた事業所に支給する。            支給額 支給対象者一人当たり            10万円</p>	<p>国の助成制度で認定された市内の事業所で、対象となる労働者は市内に居住していること。また市税を支払い、ただし、対象労働者の合計人数は年間1事業所5人までとする。</p>	<p>【お問い合わせ】            坂井市            産業課環境部 観光産業課            (電話 0776-50-3153)</p>
坂井市中小企業人材育成支援事業	<p>市内の中小企業に勤務する従業員の方の賃金向上のため、人材育成研修に係る費用に對し、市が費用の一部を助成します。</p> <p>市内の中小企業の従業員に対して、人材育成機関である国・県・(公財)ふくい産業支援センター等市が認めた公的機関で開催する講座の受講料やテキスト代に係る経費(資格取得に係る経費は除く)もしくは、市内の中小企業者が人材育成機関に委託した企業内研修に係る経費を対象とする。</p> <p>補助率 補助対象経費の1/2以内            助成額 1人1万円以上の受講料や資料代で、1事業所年間10万円以内</p>	<p>本社及び事業所が市内にある中小企業で、市税を完納していること。なお、他の公的機関から同種の補助金を受けていないこと。</p>	
坂井市中小企業振興支援事業	<p>市内の中小企業者が、販路開拓やものづくりの推進に取り組み、事業で、市が認めた経費に對して費用の一部を助成します。</p> <p>1 知的財産権等取得活動事業            (特許、実用新案、意匠、商標登録の産業財産権を取得した場合に要する経費            (出願料、特許料、登録料、弁理士等への出願委託料など)</p> <p>2 産学官連携促進支援事業            大学や公的研究所等との共同研究で連携した事業に要する経費            (委託費、施設使用料など)</p> <p>3 展示会出展事業            国内外で海外で行う展示会出展に要する経費            (出展料、旅費、装飾などの委託料、期間中の光熱水費など)</p> <p>4 新商品開発事業            事前市が認めた製産業においての新商品開発に要する経費            (専門家指導費、機械装置リース料、委託費、広告宣伝費など)</p> <p>5 販路開拓支援事業            県外で自社製品を販路開拓する際に要する経費(展示会出展に関するものを除く)            (市場調査費、販路開拓に係る委託費、広告宣伝費など)</p> <p>補助率 補助対象経費の1/2以内            * 国・県等より同種の補助金を受けた場合で、市の補助との併用に認められているものは、補助対象経費の1/6以内とする</p> <p>助成額 年間1補助事業所につき、20万円以内とするが、国外の展示会出展は30万円以内。ただし、中小企業者が連携して実施する場合、20万円に連携した事業所数を乗じた額以内とするが、上限を50万円とする。国外の展示会出展は75万円以内。</p>	<p>本社及び事業所が市内にある中小企業または中小企業者が構成するグループまたは市が認めた事業所及び団体等で、市税を完納している事業所であること            なお、事業所が補助金を受けられる回数は支援内容ごとに5回を限度とする。</p>	
坂井市空き家活用ビジネス支援事業	<p>既存施設の有効活用を図るため、空家及び空き店舗を活用して事業を実施する場合に、市が認めた補助対象経費の一部を助成いたします。</p> <p>助成対象経費            ・市内の一戸建ての空家や空き店舗を活用した事業に要する経費            ・補助対象経費の工事費は、市が認めた店舗・事業所の増改築工事費で、市内の建設業者が施工した工事であること            ・家賃については、開業月から開業後の6か月間の月額家賃</p> <p>■補助率            補助対象経費の1/2以内(千円未満切捨て)</p> <p>■助成限度額            工事費については、市が認めた店舗・事業所の増改築工事費で、50万円以内            家賃については、開業月から開業後の6か月間の月額家賃で、20万円以内</p>	<p>助成対象者            ・市内に本社または事業所を有する中小企業者及び中小企業者で構成するグループ等で、市の認定を受けた団体            ・市税の滞納がないこと            ・事業内容については、福井県信用保証協会の保証対象業種であること            ・空家を活用して6か月以上営業を継続していること            ・坂井市商工会新創創業支援事業の補助金を併用して受けていないこと            ・開業前に事業計画書を提出していること</p>	

## 坂井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
坂井市商店街等振興事業	<p>1 商店街環境整備事業            アーケード、カラ―舗装、花壇、噴水、駐車場、駐輪場、コミュニティ施設及びファーストの改装等 補助対象経費の1/2以内(事業費20万円以上)            補助率 100万円以内            助成額 100万円以内</p> <p>2 商店街活性化事業            共同宣伝、売出し事業、ポイントカード導入事業、空き店舗を活用した事業、ホームページ開設事業、研修会開催、各種調査事業            補助率 補助対象経費の1/3以内            助成額 50万円以内</p>	<p>商店街組合等に指定する商店街振興組合及び商店街において5店舗以上で組織する市が認めた任意団体及び丸岡町TMOが実施する事業であること。</p>	<p>【お問合せ】            坂井市産業環境部 観光産業課            (電話 0776-50-3153)</p>
坂井市企業Uターン者人材確保支援事業	<p>市内企業のUターン求職者の雇用促進を目的とし、市が都市部等で行うUターン求職者向け就職説明会等に係る市内事業者説明担当者2名分の旅費に対して支援します。</p> <p>■補助率            補助対象経費の1/2以内(千円未満切捨て)            ■助成限度額            1事業者につき年間7万円</p>	<p>市内に事業所を有する企業(個人にあっては、住所及び事業所を有すること)、市税を完納していること、なお、他の公的機関から同種の補助金等を受けていないこと。</p>	
空き工場、店舗等情報提供サービス	<p>空き工場、店舗等の有効活用を図るため、空き工場、店舗等情報提供サービスを行っています</p>	<p>【参考】  <a href="http://www.city.fukui-sakai.lg.jp">http://www.city.fukui-sakai.lg.jp</a></p>	
企業立地奨励金	<p>活力ある産業環境の実現のため、坂井市に新たに進出する企業、または市内で事業施設の規模拡大を行う企業に対して支援制度を用意しています。</p>	<p>【参考】  <a href="http://www.city.fukui-sakai.lg.jp">http://www.city.fukui-sakai.lg.jp</a></p>	

## 敦賀市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
信用保証料補給	<p>■補給率            信用保証を申込む際に、保証期間3年以内の場合は保証料の50%を、3年を超え7年以内の場合は30%を補給する。</p> <p>■補給率            全期間分の保証料について100%(全額補給)</p>	<p>■対象者            敦賀市中小企業経営安定資金を信用保証協会の保証付きで利用し、融資実行時に保証料の全額を一括納入した中小企業者</p> <p>■対象者            小規模事業者特別資金を信用保証協会の保証付きで利用し、融資実行をすでに受けた中小企業者</p>	<p>【お問合せ】            敦賀市産業経済部            商工貿易振興課            電話0770-22-8122</p>
小規模事業者特別資金保証制度	<p>重点地域で創業等を行う場合の建築・設備工事費及び備品購入費等の経費の一部を支援する。</p> <p>■補助率 1/3            ■上限額 50万円</p>	<p>■対象者            重点地域での新規創業や第二創業に伴い、市内の金融機関又は日本政策金融公庫にて創業等の計画の審査を経て、融資の実行を受けた商業・サービス業者で、市税を完納している方。</p>	
まちなか創業等促進支援事業補助金	<p>敦賀PRするための新商品開発を行う事業者を支援します。</p> <p>■補助率 1/3            ■上限額 30万円</p>	<p>■対象者            ①敦賀市内に本社事務所を有する中小企業者又は組合等(組合等…中小企業団体、商店街振興組合、生産組合など市民で構成されるグループ)            ②中小企業者及びその代表者が敦賀市税を完納していること</p>	
新商品チャレンジ事業			

# 敦賀市【助成制度】

制度名	支援内容		対象要件				問合せ・申込先			
企業立地促進補助金(Ⅰ)	対象業種等	製造業	補助要件 新規雇用者数	立地地域条件等	整備区分	補助対象経費	補助率等	交付限度額	備考	
			10億円以上	20人以上(増設:10人以上)	工業専用地域		3億円	20%	3億円	総交付限度額 6億円
			3億円以上	15人以上(増設:8人以上)	工業専用地域 工業地域		1.5億円		1.5億円	
			1億円以上	10人以上(増設:5人以上)	工業専用地域 工業地域 工業専用地域 工業地域 工業専用地域 工業地域 工業専用地域 工業地域 工業専用地域 工業地域	新設 増設 移設	土地・建物の取得費 造成費 建物建設費 機械設備等設置費 緑化費	20%	2.4億円	4.8億円
		10億円以上	20人以上(増設:10人以上)	工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域			20%	1.2億円	8千万円	
		3億円以上	15人以上(同上:8人以上)	工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域			20%	1.2億円	2.4億円	
		1億円以上	10人以上(同上:5人以上)	工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域 工業専用地域			20%	1.2億円	2.4億円	
		5千万円以上	10人以上(増設:5人以上)	市内全域			20%	8千万円	3億円	
		3千万円以上	5人以上(増設:4人以上)	市内全域			20%	1.5億円	3億円	
		5千万円以上	5人以上(増設:4人以上)	市内全域			20%	1.2億円	2.4億円	
		5千万円以上	5人以上(増設:4人以上)	市内全域			20%	1.2億円	2.4億円	
特定地域企業立地促進補助金(Ⅱ)	対象業種等	製造業及び製造業の付随業務	補助要件 新規雇用者数	立地地域条件等	整備区分	補助対象経費	補助率等	交付限度額	備考	
			30億円以上	80人以上(増設:25人以上)	新設 増設	土地の取得費 建物建設費 機械設備等設置費 緑化費	20%	4億円	12億円	
			10億円以上	20人以上(増設:15人以上)				3億円		
		3億円以上	15人以上(増設:10人以上)				1.5億円			
雇用補助金	対象業種等	I、IIに該当する事業者	補助要件 新規雇用者数	立地地域条件等	整備区分	補助対象経費	補助率等	交付限度額	備考	
			10人以上			事業所の建設に伴う雇用拡大に対する経費	30万円/人	3千万円	3千万円	
空き施設活用補助金	対象業種等	Iに該当する事業者	補助要件 新規雇用者数	立地地域条件等	整備区分	補助対象経費	補助率等	交付限度額	備考	
			10人以上	延床面積600㎡以上 (情報サービス業:200㎡以上)		土地建物に係る賃借経費	1/2 3年分	3千万円	3千万円	

# 鯖江市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
海外市場販路開拓支援事業補助金	市内で製造された製品で、海外で開催される見本市への出展または海外に小売店を開設する経費の一部を助成します。 <b>■補助率</b> 1/2以内 <b>■補助金額</b> 年度内1企業50万円以内	<b>■対象者</b> 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等 ※過去も含め同一展示会への出展支援は3回を限度とする。	<b>【お問合せ】</b> 鯖江市 産業環境部 商工政策課 (電話 0778-53-2231) (電話 0778-53-2229)
異分野見本市等出展支援事業補助金	自社の営業技術を活用して異分野見本市に出展する市内企業に対し、出展にかかる経費の一部を助成します。 <b>■補助率</b> 1/2以内 <b>■補助金額</b> 年度内1企業50万円以内	<b>■対象者</b> 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等 ※過去も含め同種展示会への出展支援は3回を限度とする。	
地域産業販路拡大支援事業補助金	前年度・前々年度に国、福井県、鯖江市の新製品・新技術開発補助事業に採択され、その開発された新製品等により販路拡大に取り組む事業にかかる経費の一部を助成します。 <b>■補助率</b> 1/2以内 <b>■補助金額</b> 年度内1企業50万円以内	<b>■対象者</b> 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等	
デザインによるブランド育成支援事業補助金	前年度・前々年度に国、福井県、鯖江市のデザイン支援事業を受けた後、デザインによるブランド育成事業を行う経費の一部を助成します。 <b>■補助率</b> 1/2以内 <b>■補助金額</b> 年度内1企業20万円以内	<b>■対象者</b> 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等	
市場調査支援事業	新産業創出、新技術開発導入を前提とした展示会視察、調査会社等による市場調査経費の一部を助成。過去に訪れたことがない展示会や市場調査に限る。 <b>■補助率</b> 1/2以内 <b>■補助金額</b> 年度内1企業5万円以内	<b>■対象者</b> 製造業または機械器具卸売業を営む市内中小企業	
産学官連携促進支援事業補助金	大学、短期大学、高専等との共同研究事業にかかる経費の一部を助成します。 <b>■補助率</b> 1/2以内 <b>■補助金額</b> 年度内1企業30万円以内	<b>■対象者</b> 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等	
眼鏡産直ショップ開設促進支援事業補助金	市内の眼鏡製造者または企画商社自らが、自社製品を含む産地製品(日本製品)を消費者に直接販売するために市内に新たに店舗を開設する際に要する経費および販売促進経費の一部を助成します。ただし次の要件に該当する必要があります。 ①日本製品のみを販売する店舗 ②産地のイメージアップに繋がる事業要素を織り込んでいる店舗 <b>■補助金額および補助率</b> (初年度)300万円以内【店舗開設経費の1/5】 (翌年度)200万円以内【販売促進経費の1/2】 (翌々年度)100万円以内【販売促進経費の1/2】	<b>■対象者</b> 市内の眼鏡製造者または企画商社のうち、自社製品を含む産地製品(日本製品)を消費者に直接販売するために市内に新たに店舗を開設する者	

# 鯖江市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>起業者（IT等）市内定着促進事業補助金</p>	<p>市内で起業する個人または法人に対して、事業着手にあたっての事務所賃借料の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■補助率 1/2以内</li> <li>■補助金額 補助期間を2ヶ月とし、月額5万円を限度とする。ただし、補助期間が通算12ヶ月を超える場合は、月額2万5千円を上限とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対象者 市内で製造業、機械器具卸売業または情報サービス業のいずれかを企業する市内中小企業であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの ① ぶい産業支援センターインキュベーションルームを利用した者 ② 特定産業支援事業受託認定者（創業塾受講者）</li> </ul>	<p>【お問合せ】 鯖江市 産業環境部 商工政策課 (電話 0778-53-2231) (電話 0778-53-2229)</p>
<p>創業スタートアップ支援事業補助金</p>	<p>市内で起業、創業するにあたり、初期投資（設備投資）に係る経費を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■補助率 2/3以内</li> <li>■補助金額 補助金額は200千円と金融機関借入額のいずれか低い額を限度とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対象者 市内で創業または第二創業する市内中小企業であり、かつ特定創業支援事業受託認定者（創業塾受講者）</li> </ul>	
<p>チャレンジ企業応援補助金</p>	<p>新製品・新技術の開発や新事業創出・業種転換、特許・実用新案権の取得、意匠・商標登録に対し、これらにかかる経費の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新製品・新技術開発事業</li> <li>② 新事業創出・業種転換事業</li> <li>■補助率: 2/3以内</li> <li>■補助金額: 1件につき2年間で300万円以内(1年200万円上限)</li> <li>③ 知的財産権取得事業</li> <li>■補助率: 1/2以内</li> <li>■補助金額: 年度内1社特許・実用新案権の取得10万円、意匠・商標登録5万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対象者 市内での製造加工を前提とした事業で、市内中小企業または2者以上の市内中小企業で構成するグループ</li> </ul>	
<p>成長分野新技術開発支援補助金</p>	<p>「メディカル」、「ウェアラブル端末」等の成長分野に関する新製品・新技術開発に対し、経費の一部を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■補助率 2/3以内</li> <li>■補助限度額 500万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対象者 製造業、機械器具卸売業または情報サービス業のいずれかを営む、市内に本社または生産活動の拠点となる事業所を有する者または要件に該当する者で構成されるグループ</li> </ul>	
<p>産地リーダー企業販路開拓支援事業補助金</p>	<p>国内外で開催される国際見本市等への出展にかかる経費の一部を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■補助率 2/3以内</li> <li>■補助限度額 250万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対象者 「メディカル」や「ウェアラブル端末」等の成長分野で、かつ地域への波及効果が見込まれる事業に取り組む市内に本社を有する企業。</li> </ul>	
<p>産地リーダー企業産学官連携推進支援事業補助金</p>	<p>産学官連携による先駆的な技術開発や基礎研究にかかる経費の一部を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■補助率 2/3以内</li> <li>■補助限度額 250万円</li> </ul>		

# 鯖江市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業立地促進助成金	鯖江市における事業者の育成と企業の立地促進を図るため、事業者が特定地域内に工場等を建設した場合に助成金を交付します。 ※なお、この助成金の適用を受けるためには、用地取得(着工)前に「適用申請」が必要です。事業着手前に、商工政策課にご相談ください。	企業立地促進助成金は用地取得、工場等建設促進、環境整備、雇用促進要助、借地借家助成金、空き室工場活用等の6種それぞれ補助率、対象者などはホームページ参照 【参考】 https://www.city.sabae.fukui.jp/kanko_sangyo/kigyoyuuchi/seido/sokushinjose/ikin.html	【お問合せ】 鯖江市 産業環境部 商工政策課 (電話 0778-53-2231) (電話 0778-53-2229)
起業・創業促進支援事業奨励金	市内で起業・創業された企業に対し奨励金を給付します。 ■補助金額 1企業10万円	■対象者 新たに市内で起業・創業した製造業およびソフトウェア業を行う企業(法人に限る)	
地域産業人材育成支援事業補助金	国、県、ふくい産業支援センター等公的機関が実施する産業人材育成講座の受講にかかる経費の一部を助成します。 ■補助率 1/2以内 ■補助金額 年度内1企業10万円以内	■対象者 市内の企業および事業者等(従業員が受講の場合) 起業を志す鯖江市民	
小規模製造業設備投資補助金	市内で製造業を営む小規模企業を対象に、経営改善や競争力強化に必要な設備投資にかかる経費の一部を助成します。 ※この補助金の適用を受けるためには、事業着手前に商工政策課にご相談ください。 ■補助率 1/10以内かつ、金融機関からの借入金の1/10以内 ■補助限度額 50万円	■対象者 ・市内に本社があり、市内に事業所を有する小規模事業者(個人企業を含む)で、創業から12か月を経過していること。 ・当該補助対象設備導入に伴い、市制度融資取扱い金融機関、日本政策金融公庫またはマル経融資による借入を行う者であること。	
事業者ステップアップ事業補助金	小規模事業者が新たな取り組みにより事業の多角化または高度化を行うための設備の導入、備品の購入費用の一部を助成します。 ■補助率 1/2以内 ■補助限度額 25万円	■対象者 市内において過去3年以上、商業(卸売業、小売業)またはサービス業のいずれかを主として営む小規模事業者	
事業者キャッシュコレクション環境整備支援事業補助金	小規模店舗が買い物等の決済手段としてクレジットカードや電子マネーに対応した環境整備費用の一部を助成します。 ■補助率 ①飲食料品小売業(親光密向けに商品等の販売、またはふくいの伝統工芸品の販売、「ふくいの強み」として県が指定した地域産業資源を使用または活用した商品の販売を行っている店舗) 2/3以内 ②過去1年以上営業している①に該当しない小規模事業者 1/2以内 ■補助限度額 ①8万円 ②2万5千円	■対象者 市内の小規模事業者で、過去1年以上、商業(卸売業、小売業)またはサービス業のいずれかを主として営む店舗 (チェーン店、フランチャイズ店は除く)	
事業者地場産品県外販路拡大支援事業補助金	県外での販路がある事業者が異分野の地場産品(眼鏡、繊維・漆器)を自店販売商品とのマッチングにより県外での販売を始めるためにかかる費用(チラシ印刷・備品購入等)の一部を助成します。 ■補助率 1/2以内 ■補助限度額 年度内1企業5万円以内	■対象者 市内に本社(個人の場合は住民票)を有し、市内で1年以上商業(卸売業、小売業)、サービス業を営む小規模事業者	
めがねのまちさばえ応援商品開発支援事業補助金	めがねのまちさばえを応援し広くPRする新たな商品の開発や商品のパッケージデザイン費用のうち、委託の費用の一部を助成します。 ■補助率 1/2以内 ■補助限度額 年度内1企業20万円	■対象者 市内に本社(個人の場合は住民票)を有し、市内で1年以上営む小規模企業者 ・パッケージデザインには公式ロゴを入れることを必須とする。	

# 大野市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
大野市元氣チャレンジ企業支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助金額・補助率 調査研究事業、商品開発事業、販路拡大事業…補助対象経費の1/2以内、上限100万円</li> <li>女性起業家・経営者の場合：補助対象経費の2/3以内、上限130万円</li> <li>設備等整備事業…補助対象経費の1/2以内、上限300万円</li> <li>女性起業家・経営者の場合：補助対象経費の2/3以内、上限400万円</li> </ul>	<p>ベンチャー性の高い事業、地域資源等を活かした新たな商品、土産品、農工商連携商品等の開発を行う事業に対し助成。女性起業家・経営者の場合補助率を引き上げて補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■補助対象事業 市内で行う調査研究事業、商品開発事業、販路開拓事業、又は設備等整備事業のうち元氣チャレンジ企業支援事業審査委員会で認定された事業</li> <li>■事業の実施期間 調査研究事業、商品開発事業、販路開拓事業…おおむね2年以内、設備等整備事業…おおむね1年以内</li> </ul>	<p>【お問合せ】 大野市 産経建設部 産経観光課 (電話)0779-66-1111 (内線)1803,1804,1805</p>
大野市店舗形成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助金額・補助率 ○店舗改装等経費補助金 店舗の新築・改装、備品購入費等の経費の1/3以内、上限100万円</li> <li>○店舗運営経費補助金(家賃補助) ・補助開始の日から1年間 家賃の1/2以内、上限30万円</li> <li>・補助開始1年経過後2年まで 家賃の1/3以内、上限20万円</li> <li>○店舗継承奨励金経費補助金 大野市工芸協会の経営指導を受け、1年毎に10万円(3年間)</li> <li>○女性起業家・経営者支援事業補助金 女性起業家や経営者に対し店舗の新築・改装等にかかる経費を補助</li> </ul>	<p>都市機能誘導区域内の空き地・空き店舗への新規出店者及び既存店舗の後継者を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■補助対象事業 下記の事業に該当し大野市工芸協会の講師・空き地・空家対策特別委員会が認めたもの 新規出店…小売店、一般飲食店その他の市長が認めた事業を新たに営もうとする者又は都市機能誘導区域外において既に小売店等を営む者で、都市機能誘導区域内の空き地又は空き家に小売店等を出店しようとするもの。ただし、女性起業家・経営者の場合はエリアを問わない</li> <li>■事業継承…エリア内に位置する既存店舗を引き継いだ者又は引き継ごうとする者で、既存事業の継承又は新たなにぎわい創出につながる事業を展開するもの</li> <li>■補助対象エリア 大野市立地適正化計画で設定されている都市機能誘導区域</li> </ul>	
大野市おもてなし商業エリア創出事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助金額・補助率 店舗の新築又は改修に係る経費の1/4以内、上限50万円</li> </ul>	<p>県内外からの観光客をもてなす新しい取り組みを行う店舗へ助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■補助対象者 観光客をもてなす新たな取り組みを行う者で、業種が菓子小売業等、飲食業又は宿泊業である事業者</li> <li>■補助対象エリア 大野市おもてなし商業エリア創出事業補助金交付要綱第3条に定める区域(本町通り、三番通り、七間通り、六間通り、五番通り、種町通り、春日通りなど)</li> </ul>	
大野市創業促進奨励金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助金額 定額20万円(ただし、女性又は40歳未満の創業者は30万円)</li> <li>■補助対象事業 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助対象者 平成29年4月1日以降に創業した者で、大野市創業支援事業計画に基づいた特定創業支援事業(創業者向けセミナー、専門家相談)を受けた創業者</li> </ul>	
育児休業等取得促進事業補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助金額・補助率 育児休業期間又は介護休業期間中の代替要員に要した賃金または派遣労働者の人件費の1/2以内。ただし、1人につき各月6万円を限度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助対象者 従業員(大野市民に限る)に育児休業又は介護休業を取得させ、代替要員の雇用又は派遣労働者を受け入れを開始し、かつ当該育児休業または介護休業期間終了後、当該従業員を職場復帰させた中小企業等の事業主</li> </ul>	
大野市特定求職者雇用支援助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助金額・補助率 ・重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者、45歳以上の身体障害者、45歳以上の知的障害者 賃金総額の1/3以内、ただし20,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額を限度</li> <li>・身体・知的障害者、高齢年齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等 賃金総額の1/4以内、ただし、10,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額を限度</li> <li>・高齢年齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等、身体障害者、知的障害者及び精神障害者でかつ短時間労働者 賃金総額の1/8以内、ただし、5,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額を限度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助対象者 国の特定就職困難者雇用開発助成金を受けた事業者で、引き継ぎ就職が困難な者を雇用する事業主(最大12か月まで)</li> </ul>	
中小企業退職金共済制度加入促進補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助金額・補助率 1年間の掛け金の20%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助対象者 前年度1年間の期間に従業員を中小企業退職金共済に加入させ、1年間掛け金を完納した事業主</li> </ul>	



# 大野市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業立地関係の補助金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■企業立地助成金</li> <li>■工場等用地取得助成金</li> <li>■空き工場等活用助成金</li> <li>■雇用促進奨励金</li> </ul> <p>※1回当たり交付限度額1企業当たり4億3千万円 1企業当たり総交付限度額6億円 *1企業とは、同一工業団地における一企業グループ(連結決算対象企業)をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対象業種               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 製造業</li> <li>- 運路貨物運送業</li> <li>- 倉庫業</li> <li>- 運輸に付帯するサービス業</li> <li>- 印刷業</li> <li>- 学術・開発研究機関</li> <li>- 情報通信業</li> <li>- コールセンター業</li> </ul> </li> <li>■対象地域               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 市内全域</li> </ul> </li> <li>■交付要件               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 助成金について、各々交付要件がありますので、事前にお問い合わせ下さい。</li> </ul> </li> </ul>	<p>【お問合せ】 大野市 産経建設部 商工観光振興課 (電話0779-66-1111) (内線1801、1802)</p>

# 小浜市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業振興助成金	<p>工場等の建設に係る投下固定資産額の25%を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■製造業           <ul style="list-style-type: none"> <li>新設・増設 3億円</li> <li>先端技術産業 交付限度額 1億円</li> <li>先端技術産業以外の製造業 交付限度額 1億円</li> <li>新設A・増設A・移設A 交付限度額 1億円</li> <li>新設B・増設B・移設B 交付限度額 1億円</li> <li>新設C・増設C・移設C 交付限度額 3千万円</li> </ul> </li> <li>■先端的農商工連携施設           <ul style="list-style-type: none"> <li>交付限度額 5千万円</li> </ul> </li> <li>■増設・移設           <ul style="list-style-type: none"> <li>交付限度額 3千万円</li> </ul> </li> <li>■情報サービス業           <ul style="list-style-type: none"> <li>交付限度額 3千万円</li> </ul> </li> <li>■試験研究所           <ul style="list-style-type: none"> <li>新設・増設・移設 3千万円</li> </ul> </li> </ul>	<p>《対象業種》 製造業(先端技術産業以外の製造業)・先端的農商工連携施設・情報サービス業・試験研究所</p> <p>《要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■製造業           <ul style="list-style-type: none"> <li>新設・増設:投下固定資産30億円以上、新規雇用50人以上</li> <li>先端技術産業               <ul style="list-style-type: none"> <li>新設・増設:投下固定資産10億円以上、新規雇用20人以上</li> <li>先端技術産業以外の製造業                   <ul style="list-style-type: none"> <li>新設A・増設A・移設A:投下固定資産10億円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用30人以上</li> <li>新設B・増設B・移設B:投下固定資産3億円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用10人以上</li> <li>新設C:投下固定資産3千万円以上、新規雇用5人以上</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上</li> <li>増設C:投下固定資産3千万円以上または建築床面積500㎡以上</li> <li>敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上</li> </ul> </li> <li>■先端的農商工連携施設           <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地面積1,500㎡以上、新規雇用3人以上</li> </ul> </li> <li>■増設・移設:投下固定資産3億円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用10人以上</li> <li>■情報サービス業           <ul style="list-style-type: none"> <li>※増設・移設の場合、敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上</li> <li>新設:投下固定資産2千万円以上、新規雇用5人以上</li> <li>増設・移設:投下固定資産2千万円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用3人以上</li> </ul> </li> <li>■試験研究所           <ul style="list-style-type: none"> <li>新設:投下固定資産3千万円以上、新規雇用5人以上</li> <li>増設・移設:投下固定資産3千万円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用3人以上</li> </ul> </li> </ul>	<p>【お問合せ】 小浜市 産業部商工観光課 電話(0770)53-9705(直通)</p>
電源地域の企業感遇制度	<p>企業立地支援給付金(電力料金に対する給付金制度) 募集は年2回(上期は4月頃、下期は10月頃) 電気料金の約半額が助成(交付期間は6年間) ※申請の際、小浜市の推薦が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業種:製造業および自治体で支援制度を整備している業種</li> <li>■企業立地:事業所の新設・増設により契約電力が増加していること</li> <li>■雇用:雇用保険の一般被保険者3名以上増えていること</li> <li>■電気料金:電気料金の支払いを終わっていること</li> <li>※特別給付金(増加雇用人数に応じて加算額が算定されるもの)を受けられる場合のみの要件 新たな投資実績があること(新設・・・1千万円以上、増設・・・5百万円以上)</li> </ul>	
中小企業信用保証料補給	<p>福井県経営安定資金の融資を受けた場合、信用保証料の1/3を補給(ただし、上限10万円)</p>	<p>《対象者》 以下のいずれにも該当すること。 ■次の要件で県の「経営安定資金」融資を受けた方 ■県経営安定資金の「融資対象1〜7」に該当する方のうち、セーフティネット保証(5号)に該当する中小企業者として市長の認定を受けた方 ■市税を完納している方 ■信用保証料を全額一括納入している方</p>	

# 小浜市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>創業チャレンジ事業補助金</p>	<p>市内で新たに創業する方に対し、創業のスタートアップ時に必要な経費の一部を支援する。</p> <p>■補助対象経費 建物取得費、店舗改装料、店舗賃借料、販路開拓費、広告宣伝費 ■補助率 各経費の1/2 ■補助限度額 最大40万円</p>	<p>《対象者》 ■現在事業を営んでいない方で、小浜市内において当該年度中に個人開業または法人等の設立を行う方 ■小浜市内の中小企業経営者で、当該年度当初の6月前から当該年度末の間に先代から事業承継を行い、当該年度内に既存事業以外の新事業を開始する方 ■現在事業を営んでいる方で、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、当該年度中に新たに法人を設立する方 ■現在小浜市外で事業を営んでいる方で、当該年度中内に小浜市内において事業所(本店)を移転される方</p> <p>《主な要件》 ■週4日以上営業を行い、かつ3年以上継続して事業を営む意思があること ■創業に際し、金融機関から融資を受けていること 等</p>	<p>【お問合せ】 小浜市 産業部商工観光課 電話(0770)53-9705(直通)</p>
<p>空き店舗等活用企業誘致モデル事業</p>	<p>小浜市外の情報サービス業を営む中小企業者の、市内の空き店舗等を活用した新規事業所開設に対し、以下の経費の10分の10を補助 ■改装費(基幹的な部分に係る経費)⇒交付限度額300万円 ■賃借料(賃借期間が1年以上で期間の全部を賃借の対象とするもの) ⇒交付限度額 (操業開始時の雇用者数)10名未満:300万円 10名以上:500万円</p>	<p>《対象者》 ■情報サービス業を営む中小企業者 ■市外企業が市長の積極的な誘致を受け、空き店舗等を活用して、市内に新たに事業所を開業すること (事業期間:1年。従業員数に減少がなく、1名以上地元採用があった場合、最長3年まで延長可)</p>	
<p>空き工場等活用支援事業補助金</p>	<p>空き工場等を活用して事業展開する方に対し、投下固定資産額の50%を支援 種別A:全雇用者数39人以内、上限額1,500万円 種別B:全雇用者数40人~79人、上限額2,000万円 種別C:全雇用者数80人以上、上限額3,000万円</p>	<p>《対象業種》 製造業、先端的農工商連携施設、情報サービス業、試験研究所</p> <p>《主な要件》 投下固定資産2,000万円以上、延べ床面積500㎡以上、新規雇用者5人以上</p>	
<p>中小企業人材育成事業補助金</p>	<p>公的機関が実施する人材育成講座の受講にかかるとする経費の一部を助成 ■補助対象経費 受講料、教材費、交通費 ※ただし、受講料および教材費の合計が1万円以上ものが対象 ■補助率 1/2 ■補助限度額 1事業所あたり2万円</p>	<p>①次の機関が実施する人材育成講座を受講すること ・公益財団法人 ふくい産業支援センター ・独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福井職業能力開発促進センター ②国、県等の人材育成に係る補助金等を受けていないこと ③市税を完納していること</p>	
<p>インターンシップ促進事業補助金</p>	<p>インターンシップを行う企業に対して、実施にかかる経費の一部を助成 ■補助対象経費 実習生の宿泊費 ※実習生1人につき、5,000円(実習期間中の宿泊日数を乗じた額を助成 ■補助限度額 1事業所あたり10万円</p>	<p>《対象事業者》 市内で製造業、先端的農工商連携施設、情報サービス業、試験研究所を営む事業所</p> <p>《補助要件》 ①実習生1人につき、3日以上インターンシップを実施すること ②インターンシップ実施期間中、市内で宿泊すること ③市税および国民健康保険税を完納している事業所であること</p>	
<p>小浜魅力発信・投資呼び込みプロジェクト (投資型クラウドファンディング活用支援)</p>	<p>投資型クラウドファンディングを活用する事業者に対して、その初期費用を支援 ■支援内容 投資型クラウドファンディングに係る初期費用全額 ※運営手数料、監査手数料は事業者負担</p>	<p>《対象事業者》 市の資源を活用した商品開発や魅力発信に資する事業展開への取り組みを目指す、市内事業者(市外事業者であっても、将来的に市内で事業所や店舗を構えるなど明確な事業計画を有する者も可)</p>	

# あわらし市【助成制度】

制度名	支援助内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>企業立地助成制度</p>	<p>魅力ある産業立地環境を整え、市内の産業の振興および雇用の機会の拡大を図ることを目的とした助成制度を用意しています。</p>	<p>【参考】 http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0201/p001037.html</p>	<p>【問合せ・申込先】 あわらし市 経済産業部観光商工課 (電話) 0776-79-8030</p>
<p>勤労者定住促進事業補助金</p>	<p>市外から転入した社員に借家等を賃し付けて雇用する市内企業を助成します。 ■助成額 10,000円/月/1世帯 ■助成限度期間 36月以内</p>	<p>■補助対象となる企業 ・市内で稼働している企業(営利を目的とする事業を継続的に営む法人又は個人をいう。)であること。 ・市内で借家等を賃借し、社員に有償又は無償で賃し付けていること。 ・市税等を滞納していないこと。 ■補助対象となる社員(交付算定対象者) ・他の市町村から転入し、本市の住民基本台帳に記録されていること。又は、外国人登録原簿に永住者若しくは特別永住者の在留資格を保持して登録されていること。 ・転入の日において企業に雇用されていること。又は、転入の日から1月以内に企業に雇用されていること。 ・雇用保険法に規定する被保険者として届出されていること。 ・市税等を滞納していないこと。 【参考】 http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life13/jigyosha/p001387.html</p>	
<p>キャッシュレス決済推進事業</p>	<p>クレジットカード・電子マネー決済端末導入に際して、費用の一部を助成します。 ■助成額 8万円以内、補助対象経費の2/3以内。</p>	<p>■対象者 ・市内に店舗を所有し、又は賃借して営業している中小企業者であること。 ・市税等の滞納がないこと。 ■対象業種 ・タクシー業 日本標準産業分類に掲げる『道路旅客運送業(大分類Hの中分類43)』に分類されるものうち『一般乗用旅客自動車運送業(小分類432)』を行う事業 ・飲食料点小売業等 日本標準産業分類に掲げる業種のうち、『各種商品小売業(大分類の中分類56)』、『繊維・衣服・身の回り品小売業(大分類の中分類57)』、『飲食料点小売業(大分類の中分類58)』又は『その他の小売業(大分類の中分類60)』に分類されるものうち次のいずれかを行う事業をいう。 イ 観光客向けに商品等の販売を行っている事業 ロ ぶくいの伝統工芸品(国が指定する伝統的工芸品又は県が指定する郷土工芸品)の販売を行っている事業 ハ 中小企業地域資源活用プログラムに基づき福井県が認定する地域産業資源を使用又は活用した商品の販売を行っている事業 ニ 宿泊業 日本標準産業分類に掲げる『宿泊業(大分類Mの中分類75)』に分類されるものうち『下宿業(小分類753)』又は『その他の宿泊業(小分類759)』を除く事業 ホ 飲食業 日本標準産業分類に掲げる『飲食店(大分類Mの中分類76)』に分類されるものうち『バー、キャバレー、ナイトクラブ(小分類766)』を除く事業及び『持ち帰り・配達飲食サービス業(大分類Mの中分類77)』に分類される事業 ■対象経費 ICクレジットカード及び電子マネーの決済端末機の整備に要する経費 ・ICクレジットカード決済端末本体 ・暗証番号入力のキーボード ・電子マネー決済用の非接触リーダライタ 等</p>	
<p>企業立地に係る固定資産税の課税の特例</p>	<p>地域の強み(産業集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報等)を活かした先進的な事業について、特定地域以外の地域で工場等の新増設を行い、一定の要件を満たす企業に対して、新たに課す固定資産税を課税初年度から起算して3年間免除します</p>	<p>■対象要件 承認地域経済牽引事業のうち主務大臣の確認を受けたもの ■取得価額要件 農林漁業及びその関連業種 5,000万円 それ以外の業種 1億円</p>	

# あわらし市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>就職困難者等雇用補助金</p>	<p>障害者雇用補助 市内に住所を有する障害者を雇用した場合、市内企業に助成します。 ■ 助成額 雇用1人につき40,000円</p>	<p>障害者雇用補助 ■ 対象要件 ・市内で操業している企業。 ・市税等を滞納していないこと。 ・障害者を6月以上常雇雇用として雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金第1期の支給が決定した事業主であること。 ・当該者が市内で勤務していること。 【参考】 <a href="http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life13/jigyosha/p003680.html">http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life13/jigyosha/p003680.html</a></p>	<p>【問合せ・申込先】 あわらし市 経済産業部観光工課 (電話) 0776-73-8030</p>
<p>求人・求職者マッチング促進事業補助金 (インターンシップ応援補助金)</p>	<p>インターンシップ(職場体験)の機会を創出する市内企業や県外からのインターンシップ参加者の交通費の一部を補助します。 1. インターンシップ受け入れ企業への助成(受入補助金) 1 企業につき1日1万円、上限年間5万円。 2. インターンシップ参加者への助成(参加補助金) ■ 助成額 インターンシップに要した交通費の片道に相当する額。上限2万円。 参加者の県外居住地の最寄りJR駅からJR青原湯島駅までの乗車券及び自由席特急券相当の額(その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)。</p>	<p>1. インターンシップ受け入れ企業への助成 ■ 対象 高校生以上のインターンシップを受け入れた市内企業 2. インターンシップ参加者への助成 ■ 対象 市内企業のインターンシップに参加する県外からの参加者 【参考】 <a href="http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life13/syukatu/p006588.html">http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life13/syukatu/p006588.html</a></p>	<p>【問合せ・申込先】 あわらし市 経済産業部観光工課 (電話) 0776-73-0248 (HP) <a href="http://www.shoko-awaracity.or.jp/">http://www.shoko-awaracity.or.jp/</a></p>
<p>スモール・ビジネス支援事業補助金 (創業支援補助金)</p>	<p>市内で創業する人に対して、創業に要する経費の一部を助成します。 女性と高齢者については、2年目・3年目の助成も行います。 1. スタートアップ支援 ■ 助成額 1年目 150万円以内、補助対象経費の2/3以内。 2. フォローアップ支援 ■ 助成額 2年目 女性と高齢者のみ。50万円以内、補助対象経費の1/2以内。 3年目 女性と高齢者のみ。30万円以内、補助対象経費の1/3以内。 ただし、他の補助事業との併用は認めない。</p>	<p>■ 対象者 市内に住所を有する創業者、代表者が市民である法人等創業者、第2創業者も含む。ただし、2年目・3年目のフォローアップ支援の補助対象は、女性または65歳以上の高齢者に限る。市内に事業所を設置していること。 ■ 対象経費 開業日から3年以降営業を継続すること。 経営コンサルタント費、店舗改装・改修工事費(不動産の購入費は除く)、備品購入費(車両を除く)、リース費、広告宣伝費、法人設立に係る経費等 ■ 募集時期 1年目 平成30年4月16日～5月31日 2年目・3年目 平成30年5月31日までに申請してください</p>	<p>【問合せ・申込先】 あわらし市 経済産業部観光工課 (電話) 0776-73-8030 (HP) <a href="http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0401/p006589.html">http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0401/p006589.html</a> あわらし市商工会を經由して市へ申込みいただきます。創業や空き店舗での出店を考えている人は、まずは、あわらし市商工会へご相談ください。</p>

# 勝山市【助成制度】

制度名	支助内容	対象要件	問合せ・申込先
中小企業振興対策資金等利子補給金	<p>市が行う融資制度全般および小規模事業者経営改善資金(マル経融資)のいづれかの融資を受けた事業者に対し、その利子補給金を交付します。</p> <p>■助成額 融資利率の1/2相当額(各年度10万円を限度とする) 補給期間は当初の3年以内 補給金は毎年3月に申請受付</p>	<p>市内の中小企業者 ■企業1件の融資を対象 ■市税を完納していること ■契約に基づき元金および金利の返済を行っていること ■利率の変動によらず0.1%相当額以上は、必ず自己負担すること</p>	<p>【お問合せ】 勝山市 商工観光部商工振興課 (電話 0779-88-8105)</p>
中小企業人材育成助成金	<p>人材育成を図る中小企業者に各種人材育成講座受講料及びテキスト代の一部を助成交付することにより、市内中小企業者の体質強化を図ります。</p> <p>■助成額 受講料及びテキスト代の1/2(5万円限度)※1事業所あたり年10万円まで</p>	<p>■対象者 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で市内に事業所(本社・支社・営業所等)を構えている者 ※資金金額1億円以上の中小企業者及び国及び県等の助成制度利用者は除く</p> <p>■対象講座 1. 次の機関が実施する人材育成講座であること (1) (公財)ふくい産業支援センター (2) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (3) その他市長が適当と認める機関 2. スキルアップに必要な職業訓練となる講座であること ※ただし、新入社員研修及び資格取得講座は除く。 3. 講座の対象者が、中小企業者の役員若しくは従業員であること</p>	
中小企業アドバイザー派遣助成金	<p>創業者及び経営革新等を図る中小企業者等が抱える種々の問題(経営、技術、人材、情報化等)に対して診断助言専門家を派遣し、適正な診断助言を行うことにより問題の解決を図り、もって中小企業者等の多様で活力ある成長・発展を図ります。</p> <p>■助成額 対象経費の1/4 限度額 10万円</p>	<p>■対象事業者 中小企業法第2条に規定する中小企業者で市内に事業所(本社・支社・営業所等)を構えている者若しくは市内で創業を予定している者</p> <p>■対象事業 (公財)ふくい産業支援センターが実施する専門家派遣制度</p>	
まちなか賑わい創出事業補助金	<p>市内の商業団体自らが、集客促進の意欲を持って行う観光誘客、市民の消費拡大を目的とした店舗の売上向上、又は集客促進の事業を支援することによりまちなかの賑わいを創出し、地域経済の活性化を図ります。</p> <p>■補助金額 1. 施設整備事業 補助率 1/2 限度額 750万円 2. 活性化事業 補助率 1/2 限度額 50万円 ■交付回数 1団体につき年1回に限る。翌年も継続する事業については最大3年間を限度(1団体につき1回のみ)</p>	<p>■対象者 商店街振興組合、または次の要件を全て満たした市長が認める商業団体 (1) 市内の5店舗以上が会員となっている団体であること (2) 構成員の4分の3以上が市内に住所を有していること (3) 申請時に提出された事業計画の期間において継続的に活動していること</p> <p>■対象事業 1. 施設整備事業 市の商業施設に併立つと市長が認める共同施設の整備を行う30万円以上の事業 2. 活性化事業 商業団体等が新規に行うイベント又は集客チラシ、商店街マップ、包装紙の作成等の事業であって、各店舗の売上向上及び集客促進となると市長が認める10万円以上の活性化事業</p>	
商業施設等出店促進事業補助金	<p>市内の空地や空き家を活用して出店しようとする新規の事業主、又は新分野に進出しようとする事業主に對し、店舗の新築、増築、改修又は模様替えの工事費及び店舗開設後の土地、建物の賃借料に對し補助金を交付します。</p> <p>■補助金額 1. 店舗改修等工事費 補助率 店舗改修等工事費の1/2以内 限度額 200万円(勝山市以外に住所を有する者 100万円) (業態形成地区は、景観創出事業の対象経費を除いた工事費が対象) 2. 賃借料 補助率 1/2以内 限度額 月額5万円 補助対象期間 店舗開設の日が属する月の翌月から36か月間</p> <p>※1. 2とも開業から3年以内に廃業した場合全額または一部返還</p>	<p>■対象者 市内の空地又は空き家を活用して、サービスの提供等を行う商業施設を新規に出店しようとする者、又は新分野に進出しようとする者 ※事前に商工会議所の創業塾等を受講し勝山商工会議所の推薦を得ることが必要。</p> <p>■対象事業 ■店舗開設に係る費用 1. 店舗改修等工事費 店舗部分の新築、増築、改修又は模様替えの工事費 ※勝山市歴史的荘厳な景観創出事業の補助対象となる外観整備を実施する場合は景観創出事業を併用するものとする。 2. 賃借料 店舗部分の土地・建物の賃借料(年間支払額)</p>	

# 勝山市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>新たなお土産物の開発または既存の特産品の付加価値を高め商品化することにより、地域の商工業の発展、観光の産業化、更には雇用の創出を図ります。</p> <p>■補助金額 1. 商品開発・販路開拓支援事業 補助率 補助対象経費の2/3以内 限度額 100万円 2. 外部専門家等への経費 補助率 外部専門家等(中小企業診断士、デザイナー等)派遣にかかる経費の10/10以内 限度額 20万円</p>	<p>おもてなし商品開発等支援事業</p>	<p>■対象者 市内の地場産品・特産物及び恐竜や平泉などの勝山の地域資源を活用し、商品の開発または既存の商品の付加価値を高めようとする意欲をもって取り組む者</p> <p>■対象事業 1. 商品開発・販路開拓支援事業 おもてなし商品の開発、改良、販売事業及び情報発信事業 2. 外部専門家派遣事業 商品開発・販路開拓支援事業を進めるにあたり、外部専門家等の指導を受ける事業</p>	<p>【お問合せ】 勝山市 商工観光部商工振興課 (電話 0779-88-8105)</p>
<p>小規模事業者キャッシュレス決済推進事業</p>	<p>北陸新幹線県内延伸に向けて増加する市外や海外からの観光客の消費喚起を図るため、飲食料品小売店等におけるクレジットカード及び電子マネーの決済端末機の整備に対して補助金を交付します。</p> <p>■補助金額 補助対象経費の2/3以内 限度額 12万円</p>	<p>■対象者 市内に住民登録がある個人又は市内に本社を有する法人で、市内に店舗を所有している中小企業者</p> <p>■対象業種 飲食料品小売業等、宿泊業、飲食業、タクシー業</p>	<p>【お問合せ】 勝山市 商工観光部 ふるさと創生・移住課 (電話 0779-88-8130)</p>
<p>勝山市企業振興助成金制度</p>	<p>事業者の育成と企業の立地促進により、産業の振興や雇用機会の維持及び拡大を図るための奨励措置を講じる。 【参考】勝山市HP「労働・産業」→「企業誘致等」</p>	<p>■対象事業者 ○市内既存企業 ○新創企業 ○移転企業 ■対象業種 製造業以外に助成対象業種を拡大しました(H27.4.1〜)。詳しくは勝山市HP「労働・産業」→「企業誘致等」</p> <p>「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」などただし、別途要件がありましますので注意ください。</p>	<p>【お問合せ】 勝山市 商工観光部 ふるさと創生・移住課 (電話 0779-88-8130)</p>
<p>空き工場等活用情報提供事業</p>	<p>勝山市(産業支援・雇用推進室)が、それぞれ市内の「空き工場」等の所有者からの物件情報と、市内で「空き工場」等を探している方(市民、団体の世代リターン者、起業家、事業者)の情報とを市が登録・管理し、その情報を勝山市ホームページ等により、提供させていただく事業です。 【参考】勝山市HP「労働・産業」→「企業誘致等」</p>	<p>(登録できる物件の種類) 1. おおむね100坪以上、4メートル以上の道路に面していること。 2. 工業用地に適していること。 3. 建築後おおむね30年以内のもの。</p>	<p>【お問合せ】 勝山市 商工観光部商工振興課 (電話 0779-88-8105)</p>
<p>勝山市インキュベーター施設事業</p>	<p>これから市内で開業しようとする方に、活動の場として勝山市市民交流センター内にあるインキュベーター施設を低料金で提供します。</p>	<p>■対象者 これから市内で情報関連産業や専門・技術サービス業等を創業する、若しくは創業後3年以上の中小企業者又は個人主 ※事業活動の本拠を当該施設に置くこと ※空室がある場合のみ募集しています。 ■所在地 勝山市片瀬町1丁目402 勝山市市民交流センター3階</p>	<p>【お問合せ】 勝山市 商工観光部商工振興課 (電話 0779-88-8105)</p>

# 越前町【助成制度】

制度名	支障内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>創業支援対策事業利子補給事業</p>	<p>町内で新たに開業した者または現事業に加えて新たな分野の事業を行うため融資を受けたとき、それにより発生した利子の一部を補給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■利子補給額：支払利子額の1/2</li> <li>■補給対象額：             <ul style="list-style-type: none"> <li>新設事業：利子補給対象限度額3,000万円 年利4%以内</li> <li>新増事業：3年 年利3%以内</li> <li>新部門：2年</li> </ul> </li> </ul>	<p>《対象者》 次のいずれにも該当する方 ■資本金若しくは出資金3,000万円以下または従業員が100人以下の会社及び個人 ■越前町内の商工会員で、国、県および公庫等の制度資金または金融機関の融資を受けている者で、商工会の審査を得たもの ■町内に本社または本店を有する者 ■申請時に納期到来した町税等を完納している者 《補給対象融資》 ■店舗または工場を新設し、新たに事業を始めようとするための運転資金・設備資金 ■既に事業を行っている者が、新増部門の導入を行い、店舗または工場を増築または改築のための運転資金・設備資金 ■その他町長が適当と認める施設及び運転資金・設備資金</p>	<p>【お問合せ】 越前町役場 商工観光課 (電話 0778-34-8720)</p>
<p>商工業育成資金利子補給事業</p>	<p>町内の事業主が経営の安定又は改善および近代化のために受けた融資の利子に対し、その一部を補給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■補給額：借入金額の0.3%以内</li> <li>(一事業者の利子補給対象借入限度額 1,000万円)</li> </ul>	<p>《対象者》 次のいずれにも該当する方 ■越前町内で同一事業を1年以上経営している者 ■越前町内の商工会員、越前県工業協同組合員及び準組合員である者 ■申請時に納期到来した町税を完納している者 ■越前町の健全な発展に貢献していると思われる者 《対象制度資金》 ■日本政策金融公庫貸付 ■福井県商工貯蓄共済制度資金 《対象となる期間》 毎年1月1日から12月31日までの期間に融資実行されたもの</p>	
<p>中小企業退職金共済制度加入促進補助金</p>	<p>町内に事業所を有する中小企業の育成とその雇用する従業員の福祉の増進を図るため、事業主が新たに加入した退職共済の掛金の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■補助額：退職共済掛金の12か月分額の20%を補助する。補助が受けられるのは、新たに加入した月から1年間分のみ。</li> </ul>	<p>《対象者》 町内に事業所を有し、町税を完納している中小企業の方で、雇用する従業員を新たに加入させ、その掛金の支払実績が加入した月分から12ヶ月間あること</p>	
<p>起業・創業促進支援事業奨励金</p>	<p>商業の活性化を図るため町内で新たに起業・創業した起業家に対し、奨励金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1件につき20万円。</li> </ul>	<p>《対象者》 下記の各号いずれかに該当する起業家。 ■町内に事業所を有し、申請時、越前町商工会員であり、起業の日から1年以上経営継続の見込みのある個人であって、税金の滞納がない起業家。 ■町内に事業所を有し、申請時、越前町商工会員であり、起業の日から1年以上経営継続の見込みのある法人であって、税金の滞納がない起業家。 ただし、下記にあたる起業家は対象としない。 ■風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する起業家。 ■法人においては、社名又は代表者変更とならざる起業家。 ■親に代わって、子及び親族が経営者となる起業家。 ■仮設店舗で事業を行う起業家。 ■その他町長が適切でないと判断する事業を行う起業家。</p>	
<p>空き店舗活用事業補助金</p>	<p>町内の空き店舗の廃道及び商業の活性化を推進するため、空き店舗を改築し、店舗として活用する新規出店者に対し、改修費、店舗運営費、販売促進費などを助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■補助額：             <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の改築及び設備・機器などの設置に係る経費、経費の2/3以内の額(上限50万円)</li> <li>・店舗の運営に係る経費(家賃・賃料・リース料・光熱費・通信運搬費)</li> <li>(1年目)経費の2/3以内の額(上限月額5万円)</li> <li>(2年目)経費の1/2以内の額(上限月額3万円)</li> </ul> </li> <li>■販売促進に係る経費(宣伝広告費・イベント事業費・営業活動費)</li> <li>(1年目)経費の2/3以内の額(上限年間10万円)</li> <li>(2年目)経費の1/2以内の額(上限年間6万円)</li> </ul>	<p>《対象者》 ■商工会及び関係団体等が運営する店舗又は、新築出店者が行う補助対象業種に該当し、3年以上継続して営業を行うこと。 ■越前町商工会の会員であること。 ■町内で営業している店舗から空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としないこと。 ■店舗所有者と同一世帯もしくは住所を同じにしていない方は、2親等以内の親族でないこと。 ただし、下記にあたる場合は対象としない。 ■風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行うおとするもの。 ■かつらぎ等のチェーン方式による営業を行うおとするもの。 ■税金を滞納しているもの。 ■その他町長が不適当と認める種類の営業を行っているもの</p>	

# 永平寺町【助成制度】

制度名	支障内容	対象要件	問合せ・申込先
販路開拓支援事業補助金	<p>■補助金額 対象経費の3分の2以内、5万円限度</p> <p>■対象経費 ①企画費 ②展示装飾費 ③製品、資材等の梱包または運搬に要する経費 ④広報物製作費</p> <p>■補助金額 対象経費の2分の1以内 対象経費60万円未満50万円限度、150万円以上100万円限度</p> <p>■対象経費 ①原材料費 ②講師の報酬に要する経費 ③職員研修費 ④委託料 ⑤設備購入、リース料</p> <p>外</p>	<p>・町内で製造、加工、開発された製品およびサービス等を、県外において展示会、見本市などの催事に出展するための費用について補助を行う。</p> <p>・地域資源を活かした新たな名産品、土産品、農工商連携品等の開発、または新たな技術やアイデアによる新製品の開発を行う事業者に対して補助を行う。</p> <p>・チャレンジ企業支援事業審査委員会において、認定された事業であること。</p>	<p>【お問合せ】 永平寺町商工観光課 (電話 0776-61-3921)</p>
チャレンジ企業支援事業補助金	<p>■補助金額 対象経費の3分の2以内、600万円限度</p> <p>■対象経費 ①店舗賃借料 ②商品開発費 ③店舗改装費 ④施設等整備費 ⑤備品購入費</p> <p>外</p>	<p>・福井国体や北陸新幹線延伸により、今後増加が見込まれる県外や海外からの観光客の県内における消費拡大と地域住民の県内消費拡大を図るため、商店街等の必要な整備を支援する。</p> <p>・商店街等が実施する公共空間の整備やソフト事業、共同店舗における高齢者等の買い物促進のための施設整備、ソフト事業等に対して補助を行う。</p>	<p>【お問合せ】 永平寺町総合政策課 (電話 0776-61-3943)</p>
商店街等活性化推進事業補助金	<p>■補助金額 対象経費の3分の2以内、600万円限度</p> <p>■対象経費 ①用地取得助成金 取得地の20%以内で5,000万円を限度 ②事業施設設置助成金 事業開始後3年間に認識された固定資産税相当額 ③雇用促進助成金 事業開始後2年以内の新規雇用者(町内在住)一人あたり30万円</p>	<p>① 事業開始時の町内在住新規雇用者3人以上・用地取得後3年以内に事業開始・公営防止措置 ② 投下固定資産額が50,000千円以上であること ③ 用地取得又は借地面積3,000㎡以上</p> <p>詳細な交付要件については、お問合わせ下さい。</p>	<p>【お問合せ】 永平寺町総合政策課 (電話 0776-61-3943)</p>

# 若狭町【助成制度】

制度名	支障内容	対象要件	問合せ・申込先																					
原子力発電地域施設等周辺地域企業立地支援給付金	<p>電力料金に対する給付金。募集は年2回(4月頃と10月頃)に半期づつ募集。</p> <p>電気料金の約半額を補助。(※初回の申込の場合、町の推薦が必要)</p>	<p>・電力契約の新設または増設が完了していること。 ・雇用者数(常雇用者)が、3名以上増加している事。</p>	<p>【お問合せ】 若狭町総合戦略課 (電話0770-45-9112)</p>																					
企業振興条例	<p>投下固定資産×25% (但し限度額は下記のとおり)</p> <p>○製造業および運輸業 3千万円 (総交付限度額3千万円)</p> <p>○情報サービス業 3千万円 (総交付限度額3千万円)</p> <p>○試験研究所 3千万円 (総交付限度額3千万円)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【場所】</th> <th>【業種】</th> <th>【区分】</th> <th>【投下固定資産】</th> <th>【新規雇用者数】</th> <th>【対象経費】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工業地域、工場 適地、農村工業 導入地域、企業 立地計画の策定 区域その他町長 が特に必要と認 める地域</td> <td>製造業および 運輸業</td> <td>-</td> <td>3千万円以上 (移転の場合は純増加分) 敷地面積1,500㎡または 建築床面積600㎡以上</td> <td rowspan="2">新規：5人以上 増設・移転：3人以上</td> <td rowspan="2">①土地の取得費 ②事業所建設費 ③償却資産取得 費</td> </tr> <tr> <td>情報サービス業</td> <td>-</td> <td>2千万円以上 (移転の場合は純増加分)</td> </tr> <tr> <td>試験研究所</td> <td>試験研究所</td> <td>-</td> <td>3千万円以上 (移転の場合は純増加分)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【場所】	【業種】	【区分】	【投下固定資産】	【新規雇用者数】	【対象経費】	工業地域、工場 適地、農村工業 導入地域、企業 立地計画の策定 区域その他町長 が特に必要と認 める地域	製造業および 運輸業	-	3千万円以上 (移転の場合は純増加分) 敷地面積1,500㎡または 建築床面積600㎡以上	新規：5人以上 増設・移転：3人以上	①土地の取得費 ②事業所建設費 ③償却資産取得 費	情報サービス業	-	2千万円以上 (移転の場合は純増加分)	試験研究所	試験研究所	-	3千万円以上 (移転の場合は純増加分)			<p>【お問合せ】 若狭町総合戦略課 (電話0770-45-9112)</p>
【場所】	【業種】	【区分】	【投下固定資産】	【新規雇用者数】	【対象経費】																			
工業地域、工場 適地、農村工業 導入地域、企業 立地計画の策定 区域その他町長 が特に必要と認 める地域	製造業および 運輸業	-	3千万円以上 (移転の場合は純増加分) 敷地面積1,500㎡または 建築床面積600㎡以上	新規：5人以上 増設・移転：3人以上	①土地の取得費 ②事業所建設費 ③償却資産取得 費																			
	情報サービス業	-	2千万円以上 (移転の場合は純増加分)																					
試験研究所	試験研究所	-	3千万円以上 (移転の場合は純増加分)																					



# 美浜町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
中小企業経営安定資金利子補給制度	中小企業経営安定資金融資制度の融資を受けた事業者に利子の一部を補給する。 <b>■補給率</b> 融資開始日より7年間の限度で年1回、1～12月分の利率の1.5%を補給	<b>■対象者</b> 下記の要件を満たす、中小企業経営安定資金融資制度により融資を受けた事業者 ・本町内で1年以上継続して事業を営んでいること。 ・町税を完納していること。 ・資金の返済について、契約に基づき滞りなく元金及び利子の返済を行っていること。 <b>■対象者</b> 下記の要件を満たす、美浜町創業支援資金融資制度により融資を受けた事業者 ・融資要綱の規定による融資を受けた個人又は中小企業であること。 ・町内に住所を有する者又は町内に事業所を有する中小企業者等にあつては、町税等を完納していること。 ・資金の返済について、取次金融機関との契約に基づき滞りなく元金及び利子の返済を行っていること。	【お問合せ】 美浜町 商工観光課 電話 0770-32-6705 問合せ・申込先
美浜町創業支援資金利子補給制度	美浜町創業支援資金融資制度の融資を受けた事業者に利子の一部を補給する。 <b>■補給率</b> 融資開始日より5年間の限度で年1回、1～12月分の利率の1.0%を補給	<b>■対象者</b> 下記の要件を満たす、中小企業退職金共済制度の掛金を支払った事業者 ・本町内で1年以上継続して事業を営んでいること。 ・従業員の数が50人以下であること。 ・町税を完納していること。	
中小企業退職金共済制度掛金補助金制度	退職金共済制度に加入した従業員を有する事業主に対し補助する。 <b>■補助額</b> 退職金共済契約が効果を生じた日の属する月から12ヶ月、掛金の20%を補助		

# おおい町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業振興対策事業 企業立地助成金	<b>《補助率》</b> 25%以内 <b>《交付限度額》</b> 新設1:3億円 新設2・増設・移設:3千万円	<b>《対象者》</b> 本町内に工場または店舗を新設・増設・移設する製造業、卸売・小売業、サービス業を営む者。 <b>《対象規模》</b> ■新設1: 投下固定資産総額3億円以上、新規雇用者 指定事業者となった日から事業開始後6か月以内15人以上 ■新設2: 投下固定資産総額8千万円以上、新規雇用者 指定事業者となった日から事業開始後6か月以内5人以上 かつ、敷地面積1,000㎡以上または建築面積300㎡以上 ■増設: 投下固定資産総額1千万円以上、新規雇用者 指定事業者となった日から事業開始後6か月以内3人以上 ■移設: 投下固定資産総額1千万円以上 1. 要件: 土地については事業開始の日以前3年以内に取得していること 2. 対象: 用地・建物の取得費、用地造成費、建物建設費、機械設備等設置費、緑化費	【お問合せ】 おおい町役場商工観光振興課 (電話 0770-777-4056)
企業振興対策事業 借地助成金	<b>《補助率》</b> 1/2(5年間) <b>《交付限度額》</b> 2千万円	<b>《対象者》</b> 本町内に工場または店舗を新設・増設・移設する製造業、卸売・小売業、サービス業を営む者。(卸売・小売業、サービス業は指定地域に限る。) <b>《対象規模》</b> ■新設・増設・移設: 企業立地助成金の交付要件に該当する企業で、敷地面積3,000㎡以上 ■または建築面積1,000㎡以上 1. 対象: 工場等を建設するための用地の賃借料	
企業振興対策事業 雇用奨励助成金	<b>《補助率等》</b> 50万円/1人 <b>《交付限度額》</b> 3千万円	<b>《対象者》</b> 本町内に工場または店舗を新設・増設・移設する製造業、卸売・小売業、サービス業を営む者。(卸売・小売業、サービス業は指定地域に限る。) <b>《対象規模》</b> ■新設・増設・移設: 企業立地助成金の交付要件に該当する企業 1. 対象: おおい町に住民登録をしている新規雇用者	
企業振興対策事業 建設資金等利子補給金	<b>《補助率》</b> 1/2(5年間) <b>《交付限度額》</b> 3千万円	<b>《対象者》</b> 本町内に工場または店舗を新設・増設・移設する製造業、卸売・小売業、サービス業を営む者。(卸売・小売業、サービス業は指定地域に限る。) <b>《対象規模》</b> ■新設・増設・移設: 企業立地助成金の交付要件に該当する企業 1. 対象: 企業立地助成金の助成対象経費に充てるための借入金(利子)	
1・J・Uターナー等起業促進支援事業補助金	<b>《補助率》</b> 2/3 <b>《補助上限額》</b> 500万円	<b>《対象者》</b> 町内において新たに起業または二次創業を行う者。 1. 対象: 事務所等賃借料、設備費、修繕費、解体費、原状回復費、謝金、知的財産権等関連経費、販売促進費、登記費、調査費、旅費、委託費、その他の経費(税の性質を有するものを除く)	

# 高浜町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
創業促進支援事業補助金	<p>《補助内容》 新たに起業・創業や第二創業を行う町内の方に対して、要する経費の一部を補助します。</p> <p>《補助率》 対象経費の2/3</p> <p>《限度額》 100万円</p>	<p>《対象者》 1. 町内で起業・創業を行う中小企業者及び個人事業者の方 2. 既に事業を営んでいる中小企業・個人事業者において、後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに事業転換や新事業・新分野に進出する第二創業を行う方 ※業種の制限なし(小売店・一般飲食店含む)</p> <p>《対象経費》 人件費、申請書類作成等経費、店舗賃貸料、設備費、調査費、広報費、謝金、旅費 等</p>	<p>【お問合せ】 高浜町産業振興課 (電話0770-72-7705)</p>
販路開拓支援事業補助金	<p>《補助率》 対象経費の2/3</p> <p>《限度額》 10万円</p>	<p>《対象者》 町内の中小企業者及び個人事業主</p> <p>《補助対象事業》 自社製品等の販路開拓のために、展示会等の催事場に出展し、対面販売・商談等を行う事業</p> <p>《対象経費》 出展費、展示装飾費、輸送費、広報物製作費、旅費、宿泊費 等</p>	

# 南越前町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業設備近代化資金利子補給事業	<p>製造・建設・小売またはサービス業とする者が設備の近代化に要する資金の融資を受けた場合に、当該支払利子の80%以内を補給する。</p> <p>■利子補給対象融資額 (1)店舗又は工場の新築及び増改築 1,000万円～5,000万円 (2)機械器具(建設機械を含む。)の購入及び入替 500万円～3,000万円 ■利子補給期間 貸付の日から5年間</p>	<p>■対象となる方 商工会を經由し、政府系金融機関及び県の融資制度並びに福井県商工共済協同組合から融資を受けた者。 ■対象事業 (1)店舗又は工場の新築及び増改築 (2)機械器具(建設機械を含む。)の購入及び入替</p>	<p>【お問合せ】 南越前町観光まちづくり課 (電話 0778-47-8002)</p>
小売商業設備近代化利子補給事業	<p>小規模事業者(従業員5人以下の小売又はサービス業)が設備の近代化に要する資金の融資を受けた場合に、支払利子の80%以内を補給する。</p> <p>■利子補給対象融資額 100万円～500万円 ■利子補給期間 貸付の日から5年間</p>	<p>■対象となる方 商工会を經由し、政府系金融機関及び県の融資制度並びに福井県商工共済協同組合から融資を受けた者。 ■対象事業 (1)店舗の新築及び増改築 (2)機械器具の購入及び入替</p>	
中小企業経営安定資金利子補給事業	<p>中小企業経営安定資金の融資を受けた者に対して設備資金については支払利子の80%以内を、運転資金については支払利子の50%以内を補給する。</p>	<p>中小企業経営安定資金の融資を受けた者で、返済が確実な者。</p>	
空き工場等活用助成金	<p>■支援内容 取得：土地、家屋及び償却資産の売買契約額の30%(特に町長が認めたものは80%) 賃貸：賃借料の2分の1以内(60月を限度) ■交付限度額 取得：5,000万円以内 賃貸：20万円/月</p>	<p>次の(1)～(6)の全てを満たす者 (1)製造業、運輸業、卸売業、小売業、植物工場による農業その他町長が住民福祉の向上又は商工業振興上必要と認める事業を行う者 (2)事業に必要な許可等取得(見込みを含む)していること (3)空き工場の活用において南越前町工業振興条例による助成金の交付を受けていないこと (4)町称を滞納していないこと (5)原則として5人以上の新規常用雇用で、かつ、うち町内に住所を有する者で新規常用雇用の2分の1以上の雇用が見込めること (6)操業を開始した日から起算して、10年以上操業を継続すること</p>	

# 池田町【助成制度】

制度名	支障内容	対象要件	問合せ・申込先
池田町企業支援事業補助金(創業支援型)	<p>■観光関連産業など、池田町の地域課題解決につながる企業を応援します。 町内に本店を設立した法人が、町内の地域課題解決に寄与する事業を創業するとき、店舗等の新築や改造に要する経費等の一部を補助します。</p> <p>■補助額 補助対象経費設計費、建築費、改築費等</p> <p>■補助対象経費の額は350万円以上700万円以内とし、補助率は70パーセント以内とします。</p>	<p>■対象事業 観光関連産業など、池田町の地域課題解決に寄与すると認められた事業 ※ただし、ネットショップ、ネットストア一のみは除きます。</p> <p>■対象者 以下1～4すべてに該当する事業者の方が対象となります。 1. 創業に伴う店舗等の新築(中古購入を含む)。または改造を使用とすること 2. 町内に本店を持つ法人、又は町内に本店を持つ法人の設立を予定していること 3. 常時従業員が10人以下の小規模事業者であること 4. 住民税等の滞納がないこと</p>	<p>【お問合せ】 池田町役場 特命政策課 TEL.0778-44-8210 (HP) <a href="http://www.town.ikedafukui.jp">http://www.town.ikedafukui.jp</a></p>
池田町企業支援事業補助金(経営高度化支援型)	<p>■観光関連産業など、池田町の地域課題解決に取り組む企業を応援します。 町内に本店を持つ法人が、町内の地域課題解決に寄与する経営高度化計画を実施する際に、店舗等の新築や改造に要する経費等の一部を補助します。</p> <p>■補助額 補助対象経費設計費、建築費、改築費等</p> <p>■補助対象経費の額は350万円以上700万円以内とし、補助率は70パーセント以内とします。</p>	<p>■対象事業 観光関連産業など、地域課題解決に寄与すると認められた事業 本補助金を活用することによって、経営高度化(既存事業の質的又は量的な向上をいう。)を要する ※ただし、ネットショップ、ネットストア一のみは除かれる事業 ※ネットショップ、ネットストア一のみは除く。</p> <p>■対象者 以下の1～5すべてに該当する事業者の方が対象となります。 1. 経営高度化に伴う店舗等の新築(中古購入を含む)。又は改造を行うこと 2. 今後5年以上経営を継続する見込みがあること 3. 町内に本店を持つ法人、又は町内に住民票を有する個人事業主で町内に本店を持つ法人の設立を予定していること 4. 常時従業員が10人以下の小規模事業者であること 5. 住民税等の滞納がないこと</p>	<p>【お問合せ】 池田町役場 産業振興課 TEL.0778-44-8005 (HP) <a href="http://www.town.ikedafukui.jp">http://www.town.ikedafukui.jp</a></p>
地域資源活用商品開発支援事業	<p>■地域資源を活用した商品開発を応援します。 池田町内の事業者が、池田町の農林水産物などの地域資源を活用して商品開発を行ったとき、対象経費の7割を補助します。</p> <p>■補助額 対象経費の70%以内で、35万円を限度とします。</p> <p>■補助対象経費 資材購入費、広告宣伝費、専門家の報酬費(旅費)、原材料費等</p>	<p>■補助対象事業 (1)新商品開発事業 (2)ブランド化推進事業 (3)既存商品の付加価値を高める調査・研究・デザイン向上・販路拡大に向けた一連の取組み (4)地域資源を活用したコミュニケーション・イベント・展示等の企画・実施・研究の取組み</p> <p>■対象者 池田町に仕居または活動拠点を置く個人、団体等 町税等の滞納がないこと</p>	<p>【お問合せ】 池田町役場 産業振興課 TEL.0778-44-8005 (HP) <a href="http://www.town.ikedafukui.jp">http://www.town.ikedafukui.jp</a></p>
ウエルカム・ニューフェイス事業	<p>■池田町後継者育成支援事業 町内事業者が後継者を育成・確保することにより、技術の継承や新たな事業展開に挑戦することができるよう、新規に事業後継者を雇用した場合に、その雇用経費の一部を最大2年間助成します。</p> <p>■助成金額 1. 事業者あたり後継者1人に限り、24か月間で160万円を上限(前払制)とします。 ただし、後継者が雇用主の職歴の場合は、12か月間で80万円を上限とします。 2. 助成対象経費 事業後継者のために新規に事業後継者を雇用した場合の人工費(給与手当、社会保険料等) ただし、後継者となる人は以下の通りです。 ①交付申請後に新規に雇用された40歳未満(雇用時)の方 ②3年以上の雇用計画により採用された月給制の社員 ③社会保険、雇用保険等に加入していること</p>	<p>■対象者 次の1～5全てに該当する方 ①町内で事業活動を営んでいること ②町内に住所のある個人または本社がある法人であること ③青申告書を出していること ④町税等の滞納がないこと ⑤小規模事業者であること ※ただし、事業の主たる売り上げのうち、公共事業によるものの割合が過去3年間にわたって5割以上を占める年がある事業者は交付対象者とはなりません。 ■助成金の返還について 助成金の交付を受けてから12か月以上継続して雇用されない場合は、助成金の半額を返還しなくてはならないものとします。</p>	<p>【お問合せ】 池田町役場 産業振興課 TEL.0778-44-8005 (HP) <a href="http://www.town.ikedafukui.jp">http://www.town.ikedafukui.jp</a></p>
営業促進ハックアップ事業	<p>■小規模事業者の営業活動を応援します。 池田町内の小規模事業者が新たな販路獲得のため、町外で備えられる物販会、商談会、展示会に参加するとき費用の一部を補助します。</p> <p>■補助額 対象経費の80%以内で、1回の限度額を10万円、年度の限度額30万円です。 限度額に達するまで何回でも利用できます。</p> <p>■補助対象経費 会場借料、設備リース料、参加負担金、旅費等</p>	<p>■補助対象事業 (1)町外で開催される物販・商談・展示会などに参加する事業 (2)町外で独自に商談会、展示会などを開催する事業</p> <p>■対象者 1～4全てに該当する事業主の方 ①町内で事業活動を営んでいること ②町内に住所のある個人または本社がある法人 ③町税等の滞納がないこと ④国・県等の同種の制度を活用していないこと</p>	<p>【お問合せ】 池田町役場 産業振興課 TEL.0778-44-8005 (HP) <a href="http://www.town.ikedafukui.jp">http://www.town.ikedafukui.jp</a></p>
小規模事業者経営改善資金(マル経資金)利子補給事業	<p>■経営の安定化を支援します。 マル経資金により資金を借り受け、町内の事業者に対して、実質借入が0.1パーセントとなるよう利子補給金を交付し、経営の安定化を支援します。</p> <p>■利子補給額 貸付利率のうち最初の3年間にわたって、支払利子額から他の制度による利子補給額を減じた額に、事業者負担額0.1パーセントを減じた額。</p>	<p>■対象者 次の1～4全てに該当する方 1. 町内で事業活動を営んでいること 2. 町内に住所のある個人、又は本社が法人であること 3. 町税等の滞納がないこと 4. 池田町商工会の推薦により小規模事業者経営改善資金(マル経資金)の貸付を受けた小規模事業者 ただし、事業の主たる売り上げのうち、公共事業によるものの割合が過去3年間にわたって5割以上を占める年がある事業者は交付対象者とはなりません。</p>	<p>【お問合せ】 池田町役場 産業振興課 TEL.0778-44-8005 (HP) <a href="http://www.town.ikedafukui.jp">http://www.town.ikedafukui.jp</a></p>



# お問い合わせ先一覧

平成30年4月現在

## 県の機関

部署名	郵便番号	住所	TEL
産業労働部 産業政策課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0367
産業労働部 新産業創出課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0537
産業労働部 企業誘致課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0365
産業労働部 地域産業・技術振興課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0370
産業労働部 労働政策課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0389
観光営業部 観光振興課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0380
福井県ビジネス支援センター ふくい南青山291 (県産品アンテナショップ)	107-0062	東京都港区南青山5-4-41	03-5778-0291
福井県工業技術センター	910-0102	福井県福井市川合鷺塚町61字北稲田10	0776-55-0664
福井県立福井産業技術専門学院	910-0829	福井県福井市林藤島町20-1-3	0776-52-2120
福井県立敦賀産業技術専門学院	914-0037	福井県敦賀市道口19-2-1	0770-22-0143

## 市町産業労働担当課

部署名	郵便番号	住所	TEL
福井市 商工振興課	910-8511	福井県福井市大手3-10-1	0776-20-5325
福井市 企業立地推進室	910-8511	福井県福井市大手3-10-1	0776-20-5143
福井市 しごと支援課	910-0858	福井県福井市手寄1-4-1	0776-20-5321
敦賀市 商工貿易振興課	914-8501	福井県敦賀市中央町2-1-1	0770-22-8122
小浜市 商工観光課	917-8585	福井県小浜市大手町6-3	0770-53-9705
大野市 商工観光振興課	912-8666	福井県大野市天神町1-1	0779-66-1111
勝山市 商工振興課	911-8501	福井県勝山市元町1-1-1	0779-88-8105
鯖江市 商工政策課	916-8666	福井県鯖江市西山町13-1	0778-53-2229
あわら市 観光商工課	919-0692	福井県あわら市市姫3-1-1	0776-73-8030
越前市 産業政策課	915-8530	福井県越前市府中1-13-7	0778-22-3047
坂井市 観光産業課	919-0592	福井県坂井市坂井町下新庄1-1	0776-50-3153
永平寺町 商工観光課	910-1192	福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-4	0776-61-3921

## 市町産業労働担当課

部 署 名	郵便番号	住 所	TEL
池田町 総務政策課	910-2512	福井県今立郡池田町稲荷35-4	0778-44-8004
南越前町 観光まちづくり課	919-0292	福井県南条郡南越前町東大道29-1	0778-47-8002
越前町 商工観光課	916-0192	福井県丹生郡越前町西田中13-5-1	0778-34-8720
美浜町 商工観光課	919-1192	福井県三方郡美浜町郷市25-25	0770-32-6705
高浜町 産業振興課	919-2292	福井県大飯郡高浜町宮崎86-23-2	0770-72-7705
おおい町 商工観光振興課	919-2111	福井県大飯郡おおい町本郷136-1-1	0770-77-4056
若狭町 総合戦略課	919-1393	福井県三方上中郡若狭町中央1-1	0770-45-9112

## 県内の支援機関

部 署 名	郵便番号	住 所	TEL
福井商工会議所 中小企業総合支援センター	918-8580	福井県福井市西木田2-8-1	0776-33-8283
敦賀商工会議所 中小企業相談所	914-0063	福井県敦賀市神楽町2-1-4	0770-22-2611
武生商工会議所 商工相談所	915-8522	福井県越前市塚町101	0778-23-2020
大野商工会議所 中小企業相談所	912-0083	福井県大野市明倫町3-37	0779-66-1230
勝山商工会議所 中小企業相談所	911-0804	福井県勝山市元町1-18-19	0779-88-0463
小浜商工会議所 中小企業相談所	917-8533	福井県小浜市大手町5-32	0770-52-1040
鯖江商工会議所 中小企業経営相談所	916-8588	福井県鯖江市本町3-2-12	0778-51-2800
福井県商工会連合会 経営支援課	910-0004	福井市宝永4丁目9-14	0776-23-3658
あわら市商工会	919-0621	福井県あわら市市姫1-9-21	0776-73-0248
坂井市商工会	919-0521	福井県坂井市坂井町下新庄2-10-1	0776-66-3324
永平寺町商工会	910-1133	福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-15	0776-61-0456
福井東商工会	910-2165	福井県福井市東郷二ヶ町7-10-3	0776-41-0206
福井北商工会	910-0147	福井県福井市下森田町3-36	0776-56-1610
福井西商工会	910-3621	福井県福井市小羽町27-7	0776-98-5555
越前町商工会	916-0215	福井県丹生郡越前町織田42字信景54	0778-36-0800
越前市商工会	915-0242	福井県越前市粟田部町11-9	0778-43-0877
池田町商工会	910-2516	福井県今立郡池田町山田18-15-3	0778-44-6342
南越前町商工会	919-0224	福井県南条郡南越前町西大道19-42	0778-47-2174
わかさ東商工会	919-1333	福井県三方上中郡若狭町中央1-5	0770-45-0222

## 県内の支援機関

部署名	郵便番号	住所	TEL
おおい町商工会	919-2111	福井県大飯郡おおい町本郷119-6-6	0770-77-0135
高浜町商工会	919-2229	福井県大飯郡高浜町三明1-36-1	0770-72-0226
福井県中小企業団体中央会	910-0005	福井県福井市大手3-7-1 織協ビル内	0776-23-3042
(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 福井貿易情報センター	918-8004	福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル内	0776-33-1661
(一社)福井県発明協会 知財総合支援窓口	910-0102	福井県福井市川合鷺塚町61字北稲田10	0776-55-2100
福井県職業能力開発協会	910-0005	福井市松本3丁目16-10 福井県職員会館ビル内	0776-27-6360
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 福井職業訓練支援センター	915-0853	福井県越前市行松町25-10	0778-23-1010
福井県中小企業再生支援協議会	918-8580	福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル内	0776-33-8293
(公財)若狭湾エネルギー研究センター	914-0192	福井県敦賀市長谷64-52-1	0770-24-2300

## 信用保証協会・政府系金融機関

部署名	郵便番号	住所	TEL
福井県信用保証協会 保証一課	918-8004	福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル内	0776-33-1800
日本政策金融公庫 福井支店 中小企業事業	918-8004	福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル内	0776-33-0030
日本政策金融公庫 福井支店 国民生活事業	918-8004	福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル内	0776-33-1755
日本政策金融公庫 武生支店 国民生活事業	915-0802	福井県越前市北府3-1-5	0778-23-1133
(株)商工組合中央金庫 福井支店	910-0005	福井県福井市大手3-14-9	0776-23-2090

## 大学等

部署名	郵便番号	住所	TEL
福井県立大学 地域経済研究所	910-1195	福井県吉田郡永平寺町松岡 兼定島4-1-1	0776-61-6000
福井大学 文京キャンパス 総務部 研究推進課産学官連携係	910-8507	福井県福井市文京3-9-1	0776-27-8881
福井工業大学 産学共同研究センター	910-8505	福井県福井市学園3-6-1	0776-29-7834
国立高等専門学校機構 福井工業高等専門学校	916-8507	福井県鯖江市下司町	0778-62-1111